

第四十六回国 参議院大蔵委員会會議録第四十二号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

午後二時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷實三郎君  
理事 柴田 榮君  
西川基五郎君  
成瀬 輔治君  
渋谷 邦彦君  
天田 勝正君

委員

大竹平八郎君  
大谷 實雄君  
栗原 祐幸君  
佐野 廣君  
日高 広為君  
堀 末治君  
柴谷 要君  
野々山一三君  
野溝 勝君  
原島 宏治君  
鈴木 市藏君

國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君  
大蔵省主計局長 相澤 英之君  
大蔵省主税局長 泉 美之松君  
大蔵省理財局長 吉岡 英一君  
大蔵省証券局長 松井 直行君  
大蔵省銀行局長 高橋 俊英君  
事務局側  
常任委員 坂入長太郎君  
専門委員

説明員

大蔵省証券局企 塚本孝次郎君  
業財務課長  
参考人 国民金融公 酒井 俊彦君  
庫副総裁

本日の會議に付した案件

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○公認会計士特例試験等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷實三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

総審議あるいは廃案になりました。次期国会等においてはほとんどの法律案が成立をしておるといふのが現状ではないかと思ふのであります。ところが、このように数多くの回を重ねておりますこの法律案には、相当の問題点がある。この問題点がよくよく今日の段階においてつまびらかなりなつたのであるであります。

まず第一に、大蔵大臣にお尋ねをいたしたいと思ふ点は、この法律案は、昭和三十九年度の国家予算の決定になる三月三十一日までにこの法律案が可決をされておられません、予算の裏づけがないのではないかと、こう思ふわけでありませう。今日昭和三十九年度の予算の中にない金を一般会計から二十億国民金融公庫に出そう、こういう法律案であります。この二十億という金が一体予算的によつてどのように処理されていくものか、これが一つの疑問点であります。御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員長(新谷實三郎君) このまゝの案で通していただければ、予備費をもって支出をいたしたいという考えでございます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員長(新谷實三郎君) このまゝの案で通していただければ、予備費をもって支出をいたしたいという考えでございます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

○委員(佐野廣君) 速記をつけさせていただきます。

付けというの一般的な貸し付けでございまして、そのほかに恩給担保貸し付けをいたしております。これは公庫だけがいたしておるものでございまして。そのほか、従来やっておりますものとしては、特別小口貸し付けとか、遺族国債担保貸し付けでありますとか、引き揚げ者国債担保貸し付けでありますとか、いろいろございまして。そういうものも全部ひっくるめまして申し上げますと、はなはだごたごたいたしますので、一番中心であります普通貸し付けについて申し上げてみたいと思ひます。

まず、普通貸し付けにおきまして、申し込みでございますが、三十八年度におきましては、申し込みの金額が三十八年度の合計で二千四百二十八億六千六百万円、件数にいたしますと大体五十万件であります。これは五十万件と申しましても、直接私のほうの店で貸しております、直接貸しと申します。これが三十八年五千八百件、代理貸しということで相互銀行、信用金庫、信用組合等にお願ひしておりますが、その件数が十二万一千六百三十三件、金額で申しますと、直接貸しのほうが千九百五十億申し込みでございます。代理貸しのほうが、三百四十三億、こういう申し込みを受けております。失礼いたしました。申し込みが、三十八年度は直接が二千七十一億でございます。さっきの数字は三十七年度でして、間違ひました。代理貸しが三百五十七億。

それから、貸し付けいたしましたものを合計いたしますと、三十八年度で四十五万件、うち直接貸しが三十四万一千件、代理貸しが十万八千七百四十

九件。金額が、直接貸しが千二百九十億一千万円、それから代理貸しが三百二十一億、合計いたしました千六百十四億という貸し付けをいたしております。それで、申し込み金額の一件平均でございますが、これも三月で申し上げますと、直接払いの分におきましては、一件当たり平均五十三万六千円でございます。これに對しまして、貸し付けましたものは、三十八年度の直接貸しにおきましては、一件当たり平均三十七万八千円、代理貸しのほうが二十九万五千円、この兩者を合計いたしました平均いたしますと、三十五万八千円というような金額になっております。

したがしまして、わりあいに金額は小さいのでございまして、このうち、これはよけいなことになるかもしれませんが、十萬から五十萬というところが一番多いのでございまして、三十九年度四月では四九・六%、五十萬から百萬円というところが四四・〇%、この十萬から百萬くらいところが大部分を占めておるわけでございまして。

大体、概況は以上のものでございまして。恩給担保その他の件数も、一件当たりの平均は低うございまして、もし御尋ねがございましたら、お答え申し上げます。

それから、いまちょっと申し上げるのを忘れましたが、さっき申し上げましたように、大体申し込みと受け付けて貸し付けたもののこの比率、可決率でございまして、件数におきましては、これは最近の三月末の数字におきましては九一%、金額は六七・二%。これは、申し込みの金額が少し多い場合には、こちらで査定しておりますので、金額の可決率は六七・二%でございまして、お申し込みになりましたもののうち、お貸し付けできませんというふうに申し上げますものは、三月においては九%、九一%は貸し付けをいたしております。

それから、処理日数でございまして、大体申し込みを受けましてから貸し付けまでに何日くらいかかっておるか、これは各地方に百方所ばかり支店がございまして、支店によっていろいろ違いますけれども、全国平均してみますと、ことしの三月は二十五日、四月は二七・九日とちょっと延びておりますけれども、大体二十五、六日というところが最近の実情でございまして。

○榮谷要君 いま御答弁いただいた、こまかい数字はわかりましたけれども、貸し付けの比率、件数や金額の間のパーセンテージは、普通貸し付けと旧甲種貸し付け、兩者の平均であると思う。普通貸し付けはそれよりはるかに上回っている。件数にして九四・二%、金額にして約七〇・二%ということ、普通貸し付けは非常に高い。しかし、申し込みをしたけれども、借りられないというのが、件数において五・八%あるわけなんです。五・八%という内容についてひとつ御説明をいただきたいと思うのです。

○参考人(酒井俊彦君) 御承知のように、私のほうは政府機関でございまして、一般の金融機関から借りられない零細企業者に対してできるだけ資金のごめんどろを見たいということにしておりますけれども、やはり一種の金融機関でございまして。法律の中にもございまして、適切な事業計画を有

し、その生業資金を貸し付けて、それが遂行する能力を持っていると認められるものに對して貸し付けるわけでございまして、計画がずさんで、とてもこれはこういう形ではお貸し付けできない、あるいはもう初めから回収の見込みがないというふうなものは、金融的見地から、やはり政府機関といえども回収の見込みがないということでお断わりを申し上げるのが、その否決の実態でございまして。

○榮谷要君 ただいま答弁の中に、回収の見込みがないから打ち切ったのである、こういうお話。金融機関でありますから、当然、貸したけれども返せぬという見通しの立つものは、貸せぬと私は思うのですけれども、そこで、五十萬金融公庫にお願いをしたところが、最終的な査定でこれが三十萬しか融資をされなかった、こういう事例があるのですね。しかも、五十萬貸し付けを要求した人の資産を見ると、たいへんなんなんなんです。そういう調べ方は一体どこでしているのですか。私は件数が幾つもある。事実、名前から住所から全部申し上げて、彼の持っている資産の状態から何から全部御披露申し上げて、あんなの判断をここで仰いでいいんだけれども、そんなことしたら時間がかかるから申し込みをせぬけれども、査定が非常に辛いというか、極端に申し上げますと、調査を綿密に過ぎて、人を疑って疑い抜いている、こういう結果が出てくるように思うのですけれども、それらについてひとつ御見解をお示しいただけたら、お願ひをしたい。

○参考人(酒井俊彦君) この審査は、各所の窓口におきまして受け付けまして、各担当者がいろいろお話を伺い、また実際に調べるまで、その上で役席の決裁を得、金額が大きくなると、本所に稟呈して決定するわけでありまして。

中にはいろいろ問題のあるものもございまして、ただ、資産が非常に多いという場合におきましては、私さつきちょっと申し上げておりましたけれども、私のほうにいたしましては、自己資金でもって何とかやりくりがつくというところが明白にわかります。場合には、なるべく自己資金でお願いしたい。少ない政府資金でもって広くごめんどろを見たいのでございまして。そういう場合には、余裕金がある場合にはお断わりする。それからまた、われわれの対象にいたしまして、御承知のように、中小企業を相手にしております。そのうちでも小の企業を相手にしておりますので、業態が相当大きくなつてもう私どもの対象ではないというふうに認められるものにつきましては、政府機関におきましても中小企業金融公庫等の機関もございまして、それから一般の金融機関でも、その程度になりますと相当担保力があるというところで、お断わりする場合もございまして。ケース・バイ・ケース見ないとわからないのでございまして、おっしゃるようなケースがどこでどう発生したか、私つまびらかにいたしませんけれども、その辺は平素できるだけ訓練をいたしまして、余裕金のあるものはお断わりする。しかしながら、資金効果がないという場合には、なるべく査定しないという場合には、なるべくとをいたしております。

とをいたしております。

それから、貸し付け限度が私のほうは二百万円までと限られておりますので、同一人に対する貸し付けがその金融をすることによって二百万をこえるという結果になります場合には、どうしても二百万におさまざるを得ないということになりまして、貸し付け金額が査定されるということもござい

ます。いろいろな事由がございしますのです。先ほど少しお答えを申し上げましたので、おわかりにくかったと存じます。おわび申し上げます。

○柴谷要君 私に決して、担当者が日夜御苦心なされておられることについて文句をつけようというのじやありませんが、最近国民金融公庫の利用者の中には、税金対策のために特に申し込みをする、こういう事例を実はあるところまで知ったわけなんです。だから、そういうものを徹底的に調べまして、そうして貸し付け額を更正する、こういうことならばわかる。ところが、市中銀行には相手にされないけれども、小規模ながらも堅実に事業をやっておる、そこで運転資金の融資をお願いをした、唯一の金融機関として、まあ正しいことをやってきておるし、これならば金融公庫のほうでも適切に調査をされて、所定の要求額は大体認めてもらえ

るのじやないかということ、たいへんな希望を持っておったところが、五十万申し込みをしたところが、三十万だと。これでは、五十万必要とするところまで三十万で、まあまあ借りられないよりいいじやないかといひますけれども、三十万じやどうにもならぬ。どうしてあつた二十万不足すると、こういうようなことで実は事情を話された、

訴えられた場面があつて、そこでいろいろ金融公庫の皆さんとも話し合いをしたことはありますけれども、確かに今日とられております態度にそう間違ひはないと思ひますけれども、そういった金融公庫一本で、しかも、それによつてりっぱに営業が継続できるし、またより一その前進が見られるというところでたよりにしてゐる人が、税金対策かなんかで借り入れする人と同じように扱われたのでは、これはやはりいかにぬと、こういうふうにかへるわけなんです。こういう点について、長い間担当されておつて扱われておられるという、そういうことが何回か起きたと思うのですが、そういう事例があらうにいますか、ひとつお話しただきたいと思ひます。

○参考人(酒井俊彦君) 先ほど申し上げましたように、直接扱いでも約四十万件近い貸し付けを申し込み受けております。審査員の見落とし等もなかつたとは申し上げられませんが、実は私のほうといたしましては、検査部というのを持っております、毎年各支所に出向いて検査をいたしております。その中で、たまにございしますが、おつしやるように、この貸し付けはこういふふうには査定したので効果がないではないか、少しきびし過ぎやしないかというものが若干見られないこともございしません。これは要するに、審査員が未熟であるという点に基因するところ

が大きいと思うのでございまして、毎年審査に關しましては各職員の研修をいたしております。しかし、大ぜいの中、しかも毎日多くの件数を扱っておりますので、おつしやるようなことは全然ないというふうには残念ながら

申し上げられませんが、

余給金があつて、自分の手元金で何とか補充がつくという場合には、ぜひそちらのほうを御利用願ひたい。まあ税金対策のために借り入れをするという、こういうことは論外でございしますが、そういうことははいかぬといふことは常々申しておるのでございしますが、審査技術の未熟からそういうことが発見できないということも、たまには遺憾ながらあるようでございします。これはなおよく職員を訓練いたしますと同時に、そういうことのないよう機会あるごとに役席等に指示してまいりたいと、かように考えております。

○柴谷要君 税金対策で国民金融公庫に申し込みをして借り入れたということはないとすれば、それに越したことはありませんが、事実ありますよ。ありますから、こういう点はやはり調査にあつても一考を加えられて十分対策を立てられることが賢明だと、こう思ふのです。

そこで、公庫の貸し付けの中には、運転資金とそれから設備資金と分けてお貸し付けになっておられると思うのですが、その状況を少しくお話しただきたい。それと同時に、三十五年、六年度はこととしてありますから、三十八年度ぐらゐまでに、その移り変わり、いわゆる設備資金がどういふふうな状態で増減されてきてゐるか、あるいは運転資金がどういふ経路で増減されてきておるか、それまでひとつお答えいた

○参考人(酒井俊彦君) これは三十九年四月の現状でまず申し上げますと、

運転資金が六〇%、設備資金が四〇%、金額におきましては運転資金が六一・八%、設備資金が三八・二%、かようなことになっております。この状況はたいして変わりませんで、前からありますけれども、それを三十五年から申し上げます。運転資金が、三十五年におきましては件数で六七・一%、金額が六七・〇%、三十六年におきましては運転資金が六四・六%、金額におきまして六五・二%、三十七年度が件数で六五・二%、金額が六六・六%。それから、設備資金のほうはその逆でございまして、三十五年が件数で三二・九%、それから金額におきまして三三・〇%、三十六年は三五・四%の件数、金額が三四・八%、三十七年は三三・八%が件数、三三・四%が金額、かようなことになっております。三十九年の四月につきましては、先ほど申し上げたような数字になっております。

○柴谷要君 これは不勉強でよくわからないので、こういう質問をするわけですから、貸し付け条件についての業務方法書というものが改正になつたようでございしますね。個人、法人とも五十万円で、特定業種に対しては百万円から二百万円の限度と、これを一律に二百万円に改定をしたようでございしますね。そういたしますと、個人で二百万円今度は借りられる。これは限度でございしますけれども、借りられる、こういうふうな理解をしてよろしいですか。

○参考人(酒井俊彦君) おつしやるように、前には個人、法人で区別がございまして、今度は本年の二月から業務方法書を変えまして、個人、法人とも二

百万円までということにいたしましたので、個人でも二百万円まで貸せる。ただし、これは限度としてそこまで貸せるということではございまして、個々のお申し込みの需要を拝見いたしました、これは五十万円でいい、これは百万円でいいという査定はいたしております。ただ最高限をこまで借りられることになつた。

これはなぜかと申しますと、御承知のように、われわれの対象としております相手は、法人と申ししても、いわゆる法人成りと申しますか、家族構成の会社でございまして、個人とそう區別する理由があまりないんじやないかという点で區別を撤廃いたしました。それから、業種的にも別表業種が大部分でございまして、この別表業種以外のものというのはほとんどござい

ませんで、あまり意味がないということとで廃止いたしました。ただ、まあ不適当業種、非常に奢侈に類するようなものににつきましては、やはり政府機関の金融でございしますから、あまり適当ではないんじやないかということで、貸し付けを控えておるものが若干業種としてございします。

○柴谷要君 そこで、能力があつても、個人、法人は五十万円で借りられないという制限がありましたから、最高五十万の申し込みしなかつた。ところが、これが二百万円になりましたから、三年なり五年なりの期間で十分償還ができるという人が、今度二百万申し込みをした。まあそれは実情によつて百万になる場合もあるでしょう。しかし、それによつて、いままでは限度がありましたけれども、これが引き上げられたということになりま

すという、金融公庫における資金の量が相当ふえてくるのじゃないか、こういうふうに見るわけでありませうけれども、一体どのくらいの増加率を今日お考えになっておられますか、その点をひとつ御答弁いただきたい。

○参考人(酒井俊彦君) これは結果においてどういふことになりますか、二月に交えましてあまり実績をたくさん持っておりませんので、まだわかりませんけれども、私もさつき申し上げましたように、限度をいたしましては二百万まで引き上げるけれども、査定と申しますか、見方は従来と全然変わっておりませんので、それほど大きく変動はないのじゃないか、かように考えてきたわけでございます。しかし、例外をいたしまして、実は百万円以上の貸し付けになりますと、われわれは本所に稟申することになっております。個人の百万円超の貸し付けというものもある程度出てきております。そういう点で若干効果はありますが、この引き上げだけによってどれだけ資金量がふえるかというところは、貸し付け態度を別に変えておりませんので、それから直接にどういふことかはまだ見当がつきませんし、あまり影響はないのじゃないかというように考えております。

として貸せるのだぞ、しかしおれのはうで査定をするのだぞ、それで従来と何ら変わらない貸し付けだと言わねばかりのことをあなた答弁されているのだが、それじゃちょっとこの質問に対して適切な答弁じゃないじゃないか、こう思いますが、いかがですか。

○参考人(酒井俊彦君) 申し上げようが悪かったかも知れませんが、先ほど申し上げましたように、個人でも、百万超という貸し付けもあらわれております。ただ、先ほどちょっと、よいこととでございまして、申し上げましたように、金額的に申しますと、十万円から五十万円までの貸し付け額が四九・六%、五十万円から百万以下のところが四四%、百万をこえ二百万以下というところは金額にして四%、件数では一%でございまして、その一%のところは個人の大きなものが食い込んでくる。ですから、その影響というものが、十萬から百万のところは非常に多いもので、それから、それを個人を二百万に上げたらこれがどのくらいふえるかというところは、件数で一%、金額で四%なんです。従来、例から見まして、そのためだけにどれだけふえるかというところはなかなかはっきりしない。ただ、最近経済が大きくなっておりまして、その辺の問題で、法人、個人を問わず、若干ずつ資金需要の一件当たりの額がふえている。申し込み金の一件平均、それから貸し付けの一件平均というものが徐々に伸びてきております。これは一年に一回とか一割五分ずつふえてきておるわけでありまして、それは別に五十万を二百万に引き上げたからそうなったということじゃなく、経済の実勢がそうになってきてお

るのじゃないか、かように考えておるので、先ほどのような御答弁を申し上げた次第でございます。

○答弁要旨 私などは大銀行を相手に金を借りるなんという資格もありませぬし、またそういう経験もないのですけれども、まあ大体国民金融公庫あたりには困るときには拝借したい、こう思っているものですから、関心が非常に高い。それだけに、零細な金額であっても、融資をされたときの喜びは、大銀行から貯金を引き出して事業をやっておる事業主などと心境が違ふのですね。なぜかという、いわゆる信用がついたという感情を持つ。それが事業の上で反映して、事業意欲も出てくるわけですね。融資をされたときの顔を見ますと、たいへん喜びようなんですね。あの喜びようを見ますと、ときに、私は、貸し付けにあたっては金融公庫の皆さんがほんとうに実情に即した貸し付けをしてもらいたいという気持ちがいとも起るわけなんです。そういう観点からこういう質問を申し上げるわけで、多少気にさわるようなことを申し上げたかも知れませんが、その点は誤解なきように願いたい。

お尋ねしたいと思う。

○参考人(酒井俊彦君) ただいまお話のありました三年、五年の問題は、先ほど申し上げましたように、二月の業務方法書を変える際に、大抵五年以内と書いてございまして、特別災害等につきましては、さらに二年くらい延ばすこともございまして、しかし、私のほうの金融をいたしましては、やはり運転資金は運転資金らしく、そのときどきの情勢を見て融資をするということでございまして、大多数が二年以下というところのものが多うございまして、場合によっては三ヶ月、三ヶ月、三ヶ月、それから設備資金等では五十何ヶ月というのもございます。

しかし、一方で、私も専門語で現貸し決済と言っておりますけれども、まだ貸し付け金の残が残っております。でも、緊急に必要であるということの申し出がありまして、なるほど調べると実情はそうだといいことになりまして、借入れ金が返済され切っていないうちにまた新たな貸し付けをする、それで前の貸し付けを一部決済して、あとは新しい資金として御用立てする、という方法をとっております。それは原則として、貸し付けは三分の一になったときというように、これを言っておりますけれども、これはあくまで原則でありまして、実情に応じて、まだ半分も返してないけれども、非常な金融的な困難に際して、ここで手を差し伸べなければこの事業はうまくいかないという場合には、半分以上残っておってもまた新たな貸し付けをして、そして従来の貸し付けはそれで返していただくと同時に、上乗せしてお貸しするという方法をとっております。

ます。そういうことでございまして、年限の問題は一応、設備資金、運転資金、両方にわたります。実情に即して期間をきめたい。なお、これは月賦返済でございまして、毎月の返済額がその企業にとって返済にたえ得るかどうかということも一応見まして、あまり無理な償還になるようであれば期限を少し延ばすというふうな適切な方法をとらしてあります。

そういう点で、先ほどいろいろ御激励を受けましたように、非常に皆さんに喜んでいただいておりますので、なおこの上にも職員の訓練等に気をつけまして、実情に即しないような貸し付けのないようにぜひやっていきたいと、かように考えておるわけでございまして。

○答弁要旨 だいぶ前段が長くなりまして、これから本論に入るわけですが、そこで、農地被買収者の皆さんの問題が、政府の手によって調査会が設けられて、この三月三十一日まで十分調査をするということで、農地被買収者実態調査の結果表が出ておるわけでありまして。大蔵大臣、率直にいつ、今日国民金融公庫を利用しておるような実情の人、これと対比いたしますと、一体二十億という金で余るのか足りないのか。この点は、大蔵調査が完了した上から、あなたのお考えになつておるのは、この辺の人までに貸し付けていくという、二十億じゃ足りない、いや、二十億あれば十分だ、こういう結論、いずれか出てくるんじゃないかと思ひますが、その辺お持ちでございまして、お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(田中角栄君) 国民金融公庫からの借りたかというように

うな数字は、総理府の調査でつまびらかに  
かにはなっておりませんが、何ぶんにも、  
御承知のとおり、二十五年統計で  
二百六万人、こういう多数の方々に  
さいいます。でありますし、また、政府  
に対して国民金融公庫に貸し出しの  
ワタをつくらなければならないという  
情もございいます。そういう意味からい  
まして、常識的に考えまして二十億で  
足りるというふうには考えておりませ  
んが、御承知のとおり、国民金融公庫  
も他に貸し付けなければならぬとい  
う意味で、バランスをとったりいろ  
んな意味を考えまして、せめて二十億  
はワタをつくらなければならないとい  
たい、こういう考え方でございいます。

○柴谷要君 どうも、根拠はないけれ  
ども、まあまあひとつ二十億くらい貸  
しつけて、多少不満がある人はがまん  
してもらおう、率直にいうてこういう  
ことですね。そうでしょう。実際に実  
情を調べていって、非常に困る人が  
いるから、こういう人たちに幾ら幾  
ら、こうすれば、この人たちがあ  
るいは生業資金として活用し、運  
転資金として活用して、何とかい  
う考へておることがその融資によ  
って実現をされていく、こういうよう  
なことで、政府がごまかい配慮の上  
で貸し付けようという金額じゃなく  
て、まああの農地被買収者の皆さ  
んが営々苦して持っておった土地  
が安く売られてしまった、それに対  
して何とかというのに対して、政府  
が国民金融公庫法一部改正で二十  
億だけ融資しよう、こういうこと  
でしよう。科学的に検討した結果、  
調査が完了した上で、適切な手を  
打つにはこれくら

いの金が必要だ、こういうことで確  
信の上に立つた二十億ではないと、こ  
ういうふうなわれわれは理解してよ  
ろしい。ございいます。まあ大臣ば  
かり責めるわけじゃありませんが、  
担当者の人でも、明快な答弁がで  
るなら、してもらってけっこうです。

○国務大臣(田中角栄君) 先ほど申  
上げましたように、せめて二十億、  
こういうことでございいます。せめて  
二十億という考え方を、あなたが  
おとりになると、まあ使い道になら  
ぬ、こういう御認定になるかも知  
りませんが、この総理府の統計で  
見ますと、借り入れ金を必要とする  
という実情は明らかにございいます。  
これは一般の人には比べまして、借  
り入れておる世帯というものが、事  
業資金は一般の平均から見ますと  
四九%しか借り入れ金をもつて  
やっておられないというござい  
います。被買収者は七・三%の  
借り入れにたよらない、ならぬ、  
こういう数字は明らかにございま  
す。そういう意味で、初めはとも  
二十億のようなものではなかつた  
のであります。政府が二百六万人  
を対象にして金を貸し出すとい  
うことになるなら、相当なもの、  
最低二百億くらい、ということが  
あつたようございいます。国民金  
融公庫は、御承知のとおり他の  
金融機関から借り入れられない  
者、こういうことではございませ  
ん。しかし、まあそんなにと  
てもバランスの上から資金の  
余裕もありませんので、先ほど  
から申し上げるように、せめて  
二十億は最低ワタをつくら  
せて、これら被買収者の貸し出し  
に充てよう、こういう考へで  
ございいます。明確な、二百六  
万人のうち何万人を要求して  
おいて、それに

貸し出しを予定しておる二十億が、  
平均五十万として何世帯という  
ような計算はいたしてございませ  
ん。

○柴谷要君 昨年度の調査の調査の  
結果でありますけれども、生活状  
況調査ということで全国被買収者  
世帯一万を抽出して調べられた、  
こういうことであります。ちよ  
うど、朝日新聞が近い最近、池  
田内閣に対する国民の支持はど  
うのくらいかなんて、いろいろ  
統計を出されてきた。あの朝日  
新聞の統計はたいへんな間違い  
があると思ふんです。それは抽  
出方法でやっておりますから、  
それから、それから、かつて社  
会党の問題も、朝日新聞が統計  
など発表したんだが、一つも  
当たっておらなかった。ああ  
いう事例は、あれ当たっていな  
いと思ふのです。大蔵大臣、今  
回の朝日新聞の統計はやはり  
抽出方法でやっております。こ  
の一万の抽出方法をもつて実  
態がつかみ得た、あなたはお  
考へになつておられるかどうか、  
この点をひとつお聞かせを願  
ひたい。

○国務大臣(田中角栄君) これは絶対  
的な数字ではない、こういう考へ  
ます。しかし、まあ全部が全部  
調べるといふことはなかなか不  
可能なことではございいます。  
しかも、それを調べるといふ  
ことになれば、一億九千万円  
の金を出してあの程度のもの  
しかできないのでございませ  
ん。それから、これは全部や  
るといふことになれば百億出  
さなければならぬといふこと  
になるのであつて、いままでの  
統計は大体抽出方法をとつて  
いるわけではございいます。  
その在来の例に倣しての信憑度  
というものは、かるといふ考  
え方をとつては、これでは  
ございませぬ。

○柴谷要君 私は、同僚議員の質問も  
ありますから、もう少しでやめ  
たいと思ふのですが、無作為的  
抽出でなく、作爲的抽出の調査  
である、この私は断定せざる  
を得ない、こう申し上げたい。  
これは見解の相違だと大臣  
おっしゃるから、これは答  
弁要りません。私は、あくまでも  
これは作爲的な調査である。  
そこで、この前後五つの国会  
を通らなかつたような法律案  
が今日ここに出現しているわけ  
でありますけれども、それが  
よくよく私どもの目についた  
のはこれが初めてなんです。  
こういうような調査結果とい  
うのが、これは最初から、最  
初この法律案を出すときにこ  
ういう実態調査というものが  
出て、そこで議員に実態を  
知らしめて、しかも、これが  
国民の支持を得て国会を通  
過するといふ法律案でなければ  
ならぬ。ところが、五回も審  
議未了になつてきて、今日い  
よいよよだたんばになつて  
――通過させようといふ、こ  
ういふ熱意はわかります。そ  
の段階になつて初めてこの調  
査が出てきた。しかも、それが  
無作為的な抽出であらばいい  
けれども、作爲的な抽出を出  
されて、さようごもつとも、こ  
の法律を通しましようといふ  
わけにわれわれはまいらぬ。  
そこで、もっと欲をいえば、  
ほんとうに無作為的な抽出調  
査をやられて、そうしてこれ  
は世論の上に立つて、農地  
被買収者の実情というものは  
気の毒だといふ国民世論が上  
がってくれば、百五十日の  
国会のうち初日から十日もあ  
ればこれを完全に法律です。  
それが百五十日の国会がたち  
、四十日延びて百九十日もた  
つた最終のこの段階

でこれを議論しなければならぬ  
といふことは、非常に私たち  
としてこれは悲しい現象だと思  
ふ。こういうことはあつて政  
府の責任です。毎回毎回  
りっぱな資料を出してくれ  
と言つたて、出てこない。  
どんぶり勘定のように、  
二十億大体要るであらう。  
これでまあ大体がまんして  
もらおうといふ二十億なん  
です。根拠ありません。も  
っと実情に即して、これら  
の金の毒な人々を救済する  
ためにはこれだけの金が必要  
だといふことなら、三十億  
でも四十億でもかまわぬ  
と思ふ。しかも、国民の世  
論の上に立つていけるなら  
ば、ところが、よくよくこ  
の段階にきて実態調査なん  
というものが出てきてい  
る。私どもこれを讀ま  
していただいておる。そ  
れではやはり法案を通す  
といふ誠意が政府当局に  
あるのか疑わざるを得  
ない、こういうことなんです。

それはどんな法律案だつて、反  
对党であれば一応反対とい  
ふ論拠もありましよう。しか  
し、反対の中にも、政府と  
話し合つていけるうちに賛  
成になつて、どうです、国  
有財産法の一部改正なんか  
賛成で通している。りっぱ  
な賛成討論。最初は反対  
だつたのです。衆議院は反  
対なんです。修正案だけ  
賛成です。ところが、参  
議院の良識をもつてす  
れば、ちゃんと賛成して  
あげる。

そのように、大蔵大臣、今後政府  
は考へられて、あすに迫つた  
終末国会のきょうこの審議  
をするにあつて、ぜひ強  
行採決というやうなことを  
あなたの方で考へないで、  
より一そう資料をたくわ  
えて、世論の背景の上に  
立つて、農地被買収者の方  
々がもつと喜ば

れるように世論が支持をするような内容にして、そうしてお出しなさい。再提出をしない。それを私は望みまして、同僚議員にバトンを譲りたいと思います。この点は、池田総理にもお伝えをいただきたいと思ひます。

○成瀬輔治君 大臣にお尋ねいたしますが、この前たしか原委員の質問にも少し出たかと思ひますけれども、土地の問題なんです、特に農地にも関連してくるわけですが、あるいは閣議等におきまして、地価の騰貴に備えていわゆる地価対策というふうなもの、をいろいろお考えになっておる。一体土地を私有することです、片一方の自作農創設法、ああいふものについては農地は農地そのものでなければならぬという、占有というふうなもの、の考え方もあるわけなんです。そこで、土地の私有と申しましようか、もう一つは、片一方でいえば、原則的に私有、これは異議のないところ、ところが、片一方には公共性というふうなことも十分考えなくちゃならぬ。しかも、それが国の発展、もろもろの条件によって、そのときにも私はまた一つの考え方もあるかと思ひます。が、一体こういう問題についてどういうふうにお考えになっておるのか。

○国務大臣(田中角榮君) 土地はもう私有で、侵すことができない原則というところは、そのとおり考えております。が、この侵すことのできない私有権に對しても、公共のため、公益優先論から考えましても、公益のためにこれを使う場合には、土地収用法等の規定にもありますとおり、私権はおのずから制限をせられる、これも議論のないところでございます。でありますか。

ら、土地に対する私有権と公共性による使用権、私権制限という問題に對しては、法制上も明らかにしておるわけでございます。

ただ、問題は、新憲法、現憲法における私権尊重というものと、それから日本の特殊性——世界じゅうで相当小さい国でありながら、人口は非常に多い。しかも、在来の用途から新しい要請によるものに転用せられるというところが非常に激しい。で、大東京のよう非常に過密都市というか、世界に例のない状態、こういう現実を即して、憲法でもつて、また法律論からも当然の議論としていわれておる私権と、それからその私権の制限というものを考えますときに、やはり公益優先という、ちょうどロンドンでもつてニュータウン法をつくりましたときに、ニュータウン法というものが国としてどうしてもやらなければならぬ事情である以上、私権は制限をせられる、本法は公益を優先するというたてまえを明らかにいたしましたように、やはり私は日本の土地というのに対しては、公益性という問題をいままでの考え方よりもより拡大していく方向にあるだろう、こういう考え方でございます。

○成瀬輔治君 日本の民主化といううなことは、一つの国家的な民主化というの、非常な私は高い意義のあることだと思ふんです。あなたがおっしゃるように、私有というの、一つの公共性あるいは公益性、これが私有を上回らなかならぬというものの考え方からきたときに、その公共性という、道路を広げるのも一つの公共性なんです。あるいはここにダムをつくると

いうようなときも一つの公共性である。そういうような点、それ、当時の時価としてはこれは適正な値段であらう、片一方の売る側からいへば不当に安い値である、こういう争いがいろいろありまして、事が解決しておる。農地の問題は、日本の封建制を打破するの、というその上に立つて、民主主義を確立するの、という大前提、大使命、今日持つておる憲法の本の大きな柱を建てるための一つの立法措置であつたというふうな了承をしておるんです。この点は、大蔵大臣もお認めになっておると思ひます。

そこで、こういうことに対する補償の問題にからんでまいります。これはたとえば東京都に例をとつて、銀座の道路を広げるといふことになる、これも公共性のためだといふことになり。君はそのところ悪いけれども立ちのいてくれ、そのためにいま時価三百万なら三百万で売ったとします。ところが、十年たてばあの土地は三百万から四百万、五百万、六百万と上がっていくわけ、土地の地価は。これも、しかし、土地収用法と公益性の問題についてやられたのだ。そういうときの矛盾というものは、私たちが認めなければならぬと思ふのです。しかし、それはいま言った一つの大きな国という、民族という大きな立場から、そういう問題について泣き寝入りと申しましようか、運が悪かつたというのであきらめていくというのでしようか、そういうような形で片づけられておる問題だと思ふのです。こういうことについてどういふふうに、片一方では報償をやらなければならぬ、片一方のほうはもう捨てておけばいい、

い、こういうお考えなのか。今後こういう問題は、特に今度のオリンピック等の問題についても、道路拡張の問題はたくさんあると思ふのです。あるいは災害防止等の問題については、土地収用法等の発動は数多くなつておる。あるいは今後道路をたくさんつくらなければならぬということ、公共性の問題から道路開発ということが相行なわれておるわけでしょう。みんな農民の人たちは土地を、安い値段ではおれのところはいいやだと言つておるのに、取り上げられた。そこで道路が一本通れば、他の値段というものは、地価はうんと上がるわけ、そういうものに対するアンバランス、そういうことは妥協なのだ。片一方では強権を発動してやつておるそのさなかに、こういう法律が片一方に出てくるというところは、私は何か矛盾を感じると思うのですが、大臣は少しもそういうことについて疑義がないのか、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) お説につきましては、最高裁判例も出ております。とおり、また各国民自体ももうしごく割り切つておるわけであり。私権が制限せられる場合には、その一方において、あなたがいま御指摘になつたように、集団生活、大多数の人たちの利益を確保するためにやむを得ず私権の制限が行なわれる、こういうことに対しては、これはもう明らかにしておるわけであり。だから、この問題に對してはあなたと全然意見の食い違いはございません。食い違いがありとすれば、その後の問題、非常にはつきりしておるにもかかわらず、農地被買収者に対してだけなものをやるのか、

か、こういうことをいま御指摘になつておるのだと思ひます。そうですね。政府はなぜ農地被買収者に対して報償などをやろうと、こういうことになつたかと申しますと、これは私はこの前も申し上げたとおり、これは地価が非常に上がったからその差額をよこせ、差額を払つてやろう、こういう考えではないわけであり。でありますから、報償といふことを考える。なぜ報償か。これは私は率直に申し上げるが、二つの議論がございます。これはこれから国会であの法案を御審議の過程において、非常に大きな点になつておると思ひますので、明らかにいたしておきますが、二つあります。

それは、あの農地解放というものは確かに歴史的にも必要であり、また現在非常に、そのためにこそわれわれの生活の基盤は確保せられたという認識に對しては、だれも評価を要するものではないと思ふのです。

ところが、そのときに、あの農地解放というものは自作農をつくるということが法律の目的であります。自作農をつくるというものでありますから、自作農以外に、法律の目的以外にこれを転用、転売せられるときには、これはもう当然憲法の規定によつて、解放をせしめられた人に先取特権を与えるような法制であるべきだ、私はそう思ひます。しかるにもかかわらず、この法律には解放だけを規定して、これを転用してはならないというだけであつて、他に転売、転用をした場合の処置が書いてなかつたということであり。もう一つは、自作農創設のために改

府が一時買上げたものであるけれども、政府は、これを農地の用に供さないで他に転用をしておたり転売をしておたりした場合でも、その農地被買収者の要求があればこれを繰返払い下げをするような道を開いてなかった。これは法律的に農地解放を急ぐのに急であつて、これはメモもそういうことであつた。農地解放をやれと、こういうメモであつたと思ひます。そういうために、その後の処置を全然考へていないで、自作農創設をやるのだと、こういうことでありましたが、法制上そのなつたわけでありま。

ところが、その後の状態によつて、二十九年に、御承知のとおり、皆さんも審議に参加をされたと思ひますが、私も審議に参加をしたのですが、当時、状況やむを得ず、他にこれを転売してもよろしいという法律をつくつたわけでありま。そこから農地被買収者問題が急速に起きてきたということ、は、われわれは自作農創設でもつて安い値段で解放したのだ、それを他に売つてもよろしいというふうな二十九年の法律によつて、しかもそれが都市周辺などは何百倍、何千倍になるという場合に、われわれに何らの処置もしないで、一体公平な処置か、こういう問題になるわけでありま。

もう一つの問題、これは国会も政府も先取特権も与えず、繰返払い下げもせず、そういうことをした以上、政府も国会も何らの処置をとらない場合にこういうことが起こつてきたわけでありま。転売をした人から売買利得税を取る法律案を出そう、これが問題だつたのです。皆さんも選挙のときにそういうテーマでもって国民に訴へた

こともございしますが、そういうことがある。これは法律がそういう万全でなかつたということをもつて国民の間に大きな争ひが起る、ここに大きな問題があります。

もう一つは、現に政府がいま持つておるものがあるのです。少なくともこれは売り払つて財源としてそれは返すべきだ、こういう議論があるわけでありま。

第二の問題は、政府が被買収者の問題であります。第一の問題は解放した人と解放を受けた人の争ひ。国民の中に大きな争ひが起るということ、は、政治的に、行政的に見ても、これは未然に阻止しなければいけぬ、こういうところに今度の農地被買収者に対する法律、いわゆる俗にいう報償法案なるものを提案したわけでありまして、これはただ圧力とか何かによつてやつたものではないと思ひます。非常に私高度の政治的感覚に立つて、こういう争ひというものは未然にちゃんと阻止しなければいけぬ、こういうところに政府の農地被買収者問題を円満に解決しようというほんとうの基本的なものの考え方があることを御理解いただきたい、こう思ひます。

○成瀬権治君 そんな矛盾した話はない。第一のこれが占有権の問題について、大臣、いろいろこうなつたといふけれども、この点については、たとえばもろもろの改正が行なわれているわけだ。われわれのほうは反対して通してゐる。反対なんですか。なぜ反対したかといふと、いまあなたがおっしゃるようなことの意味合いにおいて反対をしてゐるわけなんです。そういう点

については、ここに野溝先生がお見えになりますから、こちらのほうでいろいろお話し願ひますれば一番いいわけですから、そういう問題は別として、値段が安いというお話がございましたが、判決でも値段の問題については正当だといふようなことを言つておりますから、値段のことはとやかく言いたくありませんけれども。

それならば、私が先ほど例を引きました、たとえば銀座等の道路拡張のために値がうんと違つてくるわけだ。これはインフレでどうこうという問題じゃないですよ。そうじゃなくて上がつておるわけだ。そういう問題については矛盾を感じになりませんか。どうか。やむを得ないのだと一言で割り切つておるわけだ。それは数が多いか多いかといふことは別ですよ。声があるかないかといふことは別ですよ。人が言ふとか言わないとかいふことじゃなくて、それを安く強制収用された人は絶対にいふと言つておられません。不満でしょう、いい場所を立ちのかされたといふことについて。あるいはあのとき持つておれば、いま何億、何百億になつた、この勘定されておると思ふのです。数は少ないかもしれない。やはりそういう人たちが営業の場所すら失つて、生活にも困つておることは私はあると思ひます。そういうようなことについて、法律があるからこれはあたりまえなんだと、こういうふうな大臣は割り切つておられるかどうかといふことがお聞きしたいのです。

○國務大臣(田中角榮君) もうあなたと同じように割り切つております。これはもう最高裁判例のあるとおり、割り切つておるわけでありま。

○成瀬権治君 あとは議論になりますから、その次の問題にこゝで進みます。そういう点がわかれば私はいいわけだ。あなたが、公共のために、あるいは国策上と申しましようか、国のゆえにおいてそういうことはやむを得ないのだ、大きな国家目的のために、土地収用法等でやる、あるいは農地法等でもそういうことはあり得るのだ、こういうことを確認されたといふことについては、それは全く意見一致です。

その次に、それからもう一つ、次に今度は、法律ではなくて、いわゆる戦争中における、あるいは戦後、戦中、戦前、いろいろの問題がございしますが、こういう人についてはあなたはこういうふうにお考えになつておるか。公職追放といふことがあつたわけですね。これはいろいろの意味合いにおいてあつた。生活を全くこれがためになされた人があるのです。こういう人に対してはどういうふうにお考えになりますか。これまたやむを得ないか。こういうふうにお考えになるのか。やらないか。あるいは、報償も出さなければいけぬといふふうにお考えになつておるか。

○國務大臣(田中角榮君) 公職追放とか、それから戦犯として抑留せられた者とか、戦犯として処刑をせられた者、こういうものに国家賠償を行なうという問題に対しての御質問でございしますが、これは、こういう人たちは国家賠償のようなそういう訴へを起さない、こういう現実であることは事実でございします。私たちはたいへんこの

方々はお気の毒である、民族再建のためのはやう大きな犠牲である、こういうふうには考へておりますが、いかにせん、憲法に優先せられる占領軍最高司令官の占領下にあつたことでありまして、法律上これらの方々に賠償をする、国家賠償の責任ありという法律論のたてまえには立つておらぬわけでありま。でありますから、他の一般の処刑された方々についても、抑留された方々についても、一般のように、軍人恩給とか扶助料とか、そういう制度の中で処置いたしておるだけでございまして、こういう問題に対して、いま国家賠償をしようといふような考え方には立つておりません。

○成瀬権治君 あなたは先ほど、農地被買収者についてはいろいろと、三つ、四つほどの理由をおあげになりましたが、こういう理由はこの人たちは適用はできませんか。

○國務大臣(田中角榮君) これはやはり法律でやつたわけではないのでございします。占領軍最高司令官のメモランダムは日本憲法に優先するものである、こういう前提に立つて行なわれたわけでありま。でありますから、どうもこういうものと農地被買収者に対するいわゆる自作農創設法に基づく措置といふものと同一なものではないといふふうにお考へております。

○成瀬権治君 農地解放は、出てきた理由は、これはあなた御案内のとおり、当時田中さんも国会におみえになつたと思ふのですが、出どころは、どこから出ているかといふことは、私が言わなくてもおわかりだらうと思ふのです。だから、片一方は至上命令的なものでしょう、これは。ですから、違

うということ、なるほど国内の形式的な違いはあつたろうと思うのです。しかし、追放令も一つのメモランダムであつて、これもあつておるわけですよ。その意味なり——戦犯の問題は別ですよ。裁判ですから。そうじゃなくて、公職追放の問題は話違ふとおっしゃるが、私は、技術的な小指先細工の、しかも小指の先というふうな話じゃなくて、もとは同じなんです。それは小指先の、小指の先だけの違つておるというふうな議論でこういう問題を解決していくことは間違ひだと思ふのですよ。矛盾があると思ふのです。

なお、これについていへば、たとえば在外資産というものは、御案内のとおり、ヘーグの陸戦条約でちゃんと保障されているのですよ、私有というものについて。ところが、これも、これは条約ですね、日本は条約でもつてこれは放棄しますというのを宣言したわけなんです。だから、私有財産というものを法律と同じ条約のたてまえで放棄させられたんですよ。そういうものに対して、いわば別なことばでいへば、賠償の引き当てになつたという関係にもなつてゐるわけです。こういうものに対して、もうこれも法律でやつたんだ、やむを得ないんだ、こういう一言でこの問題が解決していいものかどうか。

やるならやるということ、矛盾というものはなくて、筋が一本通つておらなければいけません。一番おそろしいことは、政治が、少数であるうと多数であるうと、声が小さからうと大きからうと、公平ということが一番大切なことです。いかにして公平に行な

われるかということが政治の姿勢として一番正すべき筋だと思ふんです。そういう点について、そういう問題はど

ういうふうにお考えになつてゐるか。あるいは、戦争中に類焼があつたらたいへんだから、おまえのところは建物強制疎開だといって、みずからの家をこわして、自分の家がなくなつちやうた人がある。こういう人たちの当時のものが、それじゃあなたがあとで、これもやむを得なかつたんだ、これも泣き寝入りしてください、しかし農地のほうは考えますよということでは、それでは不公平じゃないかという点で例として出している。あるいは学徒動員で引つぱられて、あるいは学徒

出動といつて、自分の人生コースというものはある程度きめておつたのが、そういうために人生がむちゃくちゃになつてしまつた人がある。負傷をし、あるいはそういう機会を失つてしまつて、人生が余儀なくゆがめられた人があると思ふんです。あるいは危険だから、私はひとついなかのほうに疎開しようと思つた。ところが、あなた家が

あるじゃないか、家を留守にしてくれと焼夷弾が落ちたら焼けてしまふから、おまえさんそこにおつてくれると言われた。簡単に疎開すら許されなかつたのです。当時非戦闘員の人で、あるいは徴用の人でもいいのですよ、自分はこういう仕事をしておつたのだ

が、おまえはこつちへ来いといつて徴用工といふことになつてやらされ、人生むちゃくちゃになつた。あるいは非戦闘員で疎開しようとしたら、おまえ残れといつて、そこで死んでしまつた人あるいは負傷をしてしまつたりした人がある。これもやむを得なかつた、

あの当時の情勢としてはやむを得なかつたのじゃないかと、社会通念はそれは割り切つてゐると思ふんです。ところが、片一方では、そういうものに対してやるということになれば、

こういうふうな問題についてどうやらうといふことについてはあなたも異議がないと思ひます。そういうことについてどうやっていこうとするのか。

○国務大臣(田中角榮君) 農地被買収者の問題につきましては、私からお答えするよりも、総務長官の担当でござ

いますから、総務長官のほうがいいと思ひますけれども、せつかくの御質問でございますから、お答えを申し上げ

ます。これはまあ、御承知のとおり、基盤が三つに分けられております。一つは、戦争中の疎開の問題とかいろいろ

な問題、これはもうこの当時の憲法、当時の総動員法に基づいて適法にやられたものであり、当時としてはこれはだ

れども異議の申し立てられないような法制の中にあつたわけでありまして、

それから、もう一つは、あなたが御指摘になつたような外国の問題であります。これはヘーグの陸戦法規等に明

定のあるものは別にしまして、無条件降伏という世界の歴史にない新しい戦争終結方法をとられたということによつて、非常にいままでの世界史にな

いいろいろなものがあつたわけですよ。その中で最も大きなものは、一体戦犯裁判といふものが有効かどうかという問題さえもあるものでありますから、こ

ういう新しいケースのものが矢つぎばやに行なわれた。こういう問題は、やはり戦争の当事国同士の関係及び外交

上の問題は別にして、被害を受けた国民と政府との関係に分かれておるわけでありまして、いままでは、戦争に基

因するものに対しては政府は責任を負わぬ、こういうことで政府としても統一見解を出しておるわけでありま

す。まあしかし、引き揚げ者の問題等いろいろな議論も流れておるかたわら、しかし、絶えず負けたり勝つたりしておる歴史を持つておる西ドイツや

イタリアは、国民がそのよりよい生活を享有する前に、今日の基盤をつくる前に、犠牲になつた人たちに對する処遇をまずやれ、こういうことで現に

やつてゐるじゃないか、こういう議論もございまして、現在の日本の状態からいいますと、いづれにしましても、戦争に對しては政府に財産権その他に責任はないという統一見解を出してお

ることは御承知のとおりであります。第三の問題は、さつきあなたが言わ

れたとおり、農地解放の問題に對しては追放と同じメモランダムケースのもの

のじゃないか。これはそうでございませう、確かに。それとおりのこと皆さん

も御存じです、私も審議に参加したことでもございまして承知をいたして

おりますが、そういうことをいふと、憲法もメモランダムによつて直したん

るのであつて、やはりそういう戦後の

メモケース、メモだけで処断された処

理されたもの、そのメモを受けて国会

で立法をして、新しく国会でもつて議

決をしてやつたもの、こういうことに

憲法の問題、あなたお出しになりましてがね、憲法はこれは降伏の条件で、これはモランダムと同じじゃないのですよ。これは降伏の条件ですから。これは明らかにしておかぬという、あなただけしゃべって私がしゃべらないでよくと、認めっぱなしになるから、これは一言言っておかぬとやらぬで。

貯金とか保険の問題すら解決されてないのです。御案内のとおり、外地等でやつたのは、ですから、もしやるとするならば、私は公平の原則でやつていく。もしやるといふ場合は、あなたのいろいろな御意見を聞きすれば、これもまたやらないとやらぬという理屈も一つのものとして出てくるだろう。それなら、私はそれにはおのずから順序というものとしようのです。それは政治献金が少くないという事でやるべきことではないと思う。どういふ人たちが一番筋が通っておるかという順序があると思うのです、おのずから。それは政治的な判断ではなくて、すなおにやつたら、私はすなおな答えが出てくると思うのです。そういうもので言うならば、まあ保険とか貯金というものは最初に取り上げられてこなくちゃならぬ問題だと思ふのです。これが全然未解決だと思ふのはおかしいと思ふのです。あるいは在外資産の補償というやうなものを取り上げられる、あるいはもつといえ、学徒動員なんかというものは実際気毒なんですから、こういうやうなものがすなおに取り上げられてこないという事はどういふことなのか。国会が判断したらけつこうだなんて言わずに、政府が判断してまず最初に

出してきただけですから、そういうことについてあなたは矛盾を感じられないのかどうか。ものごとには順序があるのじゃないか。こういうことについてどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) まあ取捨選択をし、順序をだんだん踏んできておるつもりであります。御承知のとおり、軍人恩給などはお復活しちやいかぬとか、いろいろな問題はございまして、そういうものはやはり、あなたがいま御指摘になりましたように、優先順位をつけてこ十九年間で、徐々にではございますが、国力の回復と相まちながら並行して処理をしてきたわけでございまして、十何年間叫び続けたきた農地解放が最後の段階になっておるといふことでございまして、順序に対しては取捨選択は相当しておる、こういうことはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○成瀬権治君 先ほど、まだ政府が持つておるのを——たとえば飛行場等を拡張するために、農民が当時ほんとうに憲兵、いわゆる軍刀でおどかされて調印をして、そうして基地に——基地といつてはおかしいですが、当時の飛行場等になった土地がありますね。そしてそれはいまだに国有財産になつておるわけですよ。それがたとえば飛行場だとすると、民間飛行場に変つていったり、あるいは軍需工場をつくるためにそれをやつて、それが民間に移行してしまつたというやうな例がたくさんあるわけですよ。こういうものについては、なるほど政府が持つておるんだから、それは今度返せ、こうおしやるかもしれないけれども、

いま言ったように政府自身が持つておるものもあるわけですね。しかし、それは使用はしておるんです。使用はしてありますが、それが民間に移行してしまつた。政府が一ぺん取り上げて軍需工場としてやつた、それが今度民間組織になつてしまつた。ちやうど地主でいうと、小作に売つて、それがまた第三者に転売されてしまつたといふこととがある。そういうケースと同じなんですよ。こういうことについてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 私権が制限をせられた場合、しかもそれが政府が対象の場合は、その用に供しなくなつた場合には縁故払い下げをするといふことになつておりますが、あなたの言ふやうに、もう縁故払い下げが出てこないうちに他に用途が変更されて民間になり、ついに全く別のものに転用されておるといふ例は確かにあります。大蔵省にもいまそういう陳情もあります。

私も、この間ある婦人から、あなたがいま御指摘になつたように、憲兵が来ていやおうなしに調印をせしめられた、今日それがその用に供されておらない、私の目の前にある、何とかして筋を立ててもらえないかという陳情書に対して、一晩静かに考えました。考えまして、いろいろな法律上の問題等も検討いたしてみましたが、こういうものもしいて国が持つておらなくてもいいといふやうな場合は、そういう事情を加味しながらやはり払い下げたほうがいだらうというふう考えたわけでありまして。しかし、もうすでに他に転用せられてしまつておるもの

は、政府としては適法に処分しておるわけでありまして、どうもどうするともできない。

まあただ一つの問題、これは例からいいますと、伊豆七島等の農地になつておりますものが、当時飛行場として取用せられた。まあ坪一円にも満たない金額で、何十銭といふものでやられた。しかし、いまの国有財産法の規定からいいますと、時価でやらなければならぬ。このごろは御承知のように観光ブームで、坪一万円といふ評価になります。これがもうたんばにも畑にもならないわけでありまして。こういうものに対してはやはり実情に即したから違法性のない妥当な裁量をしなければならぬといふことで、地元農民にこれを売り払うといふやうな方向をきめておりますし、岡山の場合でも大きな地域がございまして、地主に一つずつ払い下げられないといふので、地方公共団体に払い下げるといふやうなことも、個別の問題としては実情に合うやうに、国民と国との間に争ひのないやうに、より合理的な処分を考えておりますが、すべてがそういうふうになつていくといふやうなものではないのであつて、まあ御指摘のやうに、他にもう転売をせられておるものについてはいかんともしいがたい、こういう実情でございまして。

○成瀬権治君 土地がそういうやつで取り上げられたものは、今度それが被買収者だね、その対象になりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 被買収者といふこと、農地被買収者といふことばを、国に、飛行場等の用地に買い上げられたものも被買収者である、これは

ことばの上では、日本語からいへば被買収者であることは間違ひありませんが、農地被買収者ではない。飛行場用地被買収者、何かそういうことで、やはり被買収者であるといふことはそのとおりであります。

○成瀬権治君 今度の法律の、あなたのほうから二十三日に出されたその対象の中に入つていないわけですね。そういう人たちが今度除かれた理由はどこにありますか。そういうものとなぜ差をつけたかという、その理由は。

○国務大臣(田中角榮君) それは、先ほど申し上げました農地の問題に対しては、自作農創設といふことで、またそういうことで同じことじやないかという、こういう御議論だろうと思ひますが、それはよくわかりますけれども、あの当時は、飛行場をつくる場合といふのは、国家総動員法に基づいてどんどんそういう処置ができるという憲法下にあり、そういう法制下にあり、国民もやむを得ず、本心は納得しないでもやむを得ずこういうことでやられたわけでありまして。

農地被買収者の問題は、自作農をつくるからと、こういうことで法律で処置をしたわけでありまして、二十九年に法律改正を行ないまして、自作農用地であつても他に転売することができ、他の用途に供することができるといふ法律改正をやりましてから、そのときからの問題であります。他に転売するならば、少なくとも返してくれ、返してもらえないならば売買利得——売買利得といふのは、いわゆる解放を受けた人との間に争ひが起つたわけでありまして。当然売買、転売する場合には

それに国が税金をかけ、その税金を財源としてこれを被買収者に与えよという問題が起きてきました。そういう問題だったら非常に困るのです。国民の中に争いが起きては困る、こういう立場がありまして、今度の被買収者処遇法案というものをつくったわけであり

ます。  
○国に土地を収用されたものは、国に対して返還訴訟を起こしておるものもあり。また、賠償請求をやっておるものもあり。しかし、御承知のとおり、大阪周辺の被買収者とそれから解放を受けた人との間に、何千件か何百件か、長いこと法律で争われておる。こういう問題は、やはり政治の上からは何らかの処置をしなければいかぬ、こういう立場から今度の被買収者処遇法案になった、こう理解いただき

たいと思います。  
○成瀬清治君 そうすると、これは転売をした面積が対象になる、転売した人が対象になると、こういうふう

に理解していいですね。  
○国務大臣(田中角榮君) なかなかむずかしい御質問をいただいたわけでありまして、どうも答弁に困ります

が、政府は今度の処遇法案はそのようには考えておらないわけです。それはどういふことかといふと、補償ではありせんから。報償といへば、転売をしたものを対象にして、何百何十万坪何合というもので対象にしているわけじゃないのです。それは一反歩に幾ら、頭打ち百万円、こういうふう

に、全く最高裁判例に違反するような立場ではなくて、社会保障的な意味でも、また大業をなし遂げてあえて静かに黙っておる農民に対しても、いろん

な立場から総合判断しまして報償法案なるものをつくったわけでありまして、計算をして、他に転売をされ売買

利得を得ておるものだけを対象にしたというわけではないのであります。  
○成瀬清治君 何かあなたの話を聞いてみると、おかしいのです。利得があるのだ、だからそこで争いが出てくる、

こういうわけだ。それを転売したからこそそこに問題が起きてくる。政府が持っておたら……。そうでなくて、御案内のとおり、国家総動員法に基づ

くところの軍需工場等のためにやられたのは、しかもこれは完全に第三者に転売され、またそれが転売されてお

る、こういうことになる、そういうものと、今度そこで利得があつて、利得は転売したから利得が出てくる。お話を

聞いていると、転売せぬ面積まで対象になるとか、転売されたんだからそこ

で問題が出てきたからやるのだとか、どうもそういうところを差をつけておつて、これだけ抜き出してやるのだとい

うならまだちょっと筋が通るところもある。そうでなく、片一方だけはむ

ずかしくちやに処理しておいて、片一方は何にもないのだからやるのだという点がわかりかねる。  
あなたもいろいろ説明を……。長たらしい説明でなくて、すばつと言つた

とき、割り切れぬでしよう。というこ

とは、事ほどさうにこの法律は矛盾を持てているといふことなんです。間違

つていふことなんです。逆にいへば、すきつとした説明ができないと

に苦しさがあるのです。これは誤つてお

るのですよ。それをあなたが何か針の

ぞみみたいな小さいところを大きく言

つて、正当性をやるうとするから、話がお

かになるのです。ですから、もう少し

いろいろな意味合いで勘案していただき

たい。まあこれは私は意見になります

から、これでおきまして、またあと

で問題にします。  
○野澤勝君 私は質問をあまりしたく

ない。是非のわかり切つたこんな法律

案は、もう撤回されるのではないかと

いうふうにしておつたのですが、また

また出てきて、いま審議の最中なんです

が、国民金融公庫法という法律を見ま

すと、第一条にも明記してあります

ごとく、どうもおよそ農民を対象にと

いうことは書いてないのであります。

第一条には「国民金融公庫は、庶民金

庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行

その他一般の金融機関から資金の融通

を受けることを困難とする国民大衆に

対して、必要な事業資金の供給を行う

ことを目的とする。」かように示して

ありますので、特にかような一部改正

の法律案をつくる場合には、当然問題

になったようでございます。もっとも

だと私は思うのであります。しかし、

自民党のほうでは、関係議員といひま

しょうか、それらの諸君の強い要望か

ら、かようなものが出されておるので

あります。私はこの法案が、もち

ろん反対でございますが、この法案が

もしかりに通るといふようなことにな

りますと、いま論議された被買収農

地の報償の問題がすぐここでまた具体

的になつてくるわけでありまして、それ

と関連をした法案であるという点にお

きまして、大臣はどういうふう

に考えておられるのか。どういふ

ふうで考えておられるのか。どういふ

ふうで考えておられるのか。どういふ

ふうで考えておられるのか。どういふ

ふうで考えておられるのか。どういふ

ふうで考えておられるのか。どういふ

て、まことに理解のしがたいところで  
す。このようなものをこの際あて出  
さなきやならぬということは、どう見  
てもおかしいのでございます。私は、  
かような意味においてその点を質問し  
ておくんでございしますが、良心の上か  
らどうですかと言え、ぜひ必要だとい  
うお答えになるから、私はこれ以上  
は論争になりませんから申しません。ど  
うか、こういうようなものを出すとい  
うことは将来の政治の歴史の上に非常  
な汚点となりますので、これは反省を  
促しておきたいと思ひます。

この点を一つ申し上げ、次に、さら  
に旧地主補償とやらはらであるので申  
し上げておきたい。先ほど同僚委員  
がいろいろと詳しく話をされました  
が、大抵日本の政治というものは、ま  
あモンテスキューの三権分立を出すわ  
けじゃないが、やはり立法、司法、行  
政というものに大体うまく配分されて  
おるわけなんです。それで、被買収農  
地に関する違憲訴訟については、すで  
に最高裁による合憲判決がでているこ  
とは、御承知のとおりであり、わが国  
の民主政治の上から当然、政府、与党  
はこれを最大限に尊重しなければなら  
ないはずであります。特に先ほど来大  
臣はいろいろと言われましたが、対価  
の算定方法というものは、一体自作農  
創設維持法に基づいてその当時のあれ  
から算定して、ちゃんとつくったので  
ございまして、この三権分立でできたわ  
が国の政治を否定するようなことにも  
なるのです。これは憲法がいいとか  
悪いとか言ってみたら、あなた  
たちだって賛成したんじゃないか。  
特に私、おかしいと思うのは、先ほ  
どのお話の中で、二十九年に転売がで

きることには自作農創設維持法を変えた  
と言っているが、確かにそうですよ。  
そのときには立案者は山添君だと思  
いましたね。私もこれは反対した。  
賛成したのは自民党じゃないですか。  
自民党政府じゃないですか。二十九年  
は自民党政府、吉田さん以来ずっとそ  
うだ。それをいまとやかく批判してい  
るのは、むしろ自分たちを自分たちで  
つねっているようなものだ。これは自  
己矛盾もはなはだしく、まことにおか  
しなことですよ、どう見ても。私は  
きょう文句を言うのじゃないのですけ  
れども、私の言うことには真理がある  
ということ、ひとつお聞き取り願  
いたい。あのときには事務次官をやつて  
いたと思う、山添君は。さもなければ  
農地局長だった。私はこれは問題にな  
ると思つていたので。それを転売す  
ることができるということになったの  
で、旧地主の不満が年ごとに高まっ  
た。すなわち、農業経営に必要だとい  
うことで農地解放をした。その後農  
地を解放した旧地主の諸君は、転用さ  
れ、売買されるその農地価格を見て、  
しやくにさわるでしよう。私はその気  
持ちはよくわかる。しかし、わかるけ  
れどもですね、やはり政治あるいは法  
律というものは納得がでなければなら  
ぬのであって、特にこの農地被買収  
者を具体的にこういうところへ出すと  
いうことは、これだけを対象にして考  
えているのでございまして、それは私  
は政治の公平にはならぬという点にお  
いて、特にこの法律案は実には前後矛盾  
したものであると思ひます。

次に、私は申し上げておきたいの  
は、買取価格の点について、安かつた  
とか、いろいろ言われておりますが、  
それで戦争前長い間、数世紀にわた  
るあの高い小作料が換算し補償された  
ことがございまして、長い間にわたる  
ところの小作農が、ずいぶん高い小作  
料を取られて、特に農地解放をするこ  
きにはですよ、われわれは長い間の小  
作料を換算してもらいたいといふこと  
になります。当時これじや安過ぎるか  
言いましたから、合理的な算定により  
旧は四十倍、畑は四十八倍ですか、そ  
ういう買取価格で解放させたのです。  
これが安いというならば、いま申した  
とおり、先祖伝来の長い間の、永  
年小作の高額小作料を換算補償して  
いたという話をして、GHQやその  
当時の政府とも折衝したのでございま  
すが、結局最後の最高裁の判決とい  
うものは、妥協的なものであるというこ  
とが下された。しかし、転売したこと  
が問題が起つたと申しますけれど  
も、これは転売したそのことの、二十  
九年の自創法改正の法律案を出したの  
は自民党なんだから、自民党がこの問  
題を出すときに、なぜ反省しなかつた  
かと思ひます。

だが、まあしかたがない、今日のよ  
うになつてきた。そこで、今日また反  
省もせずして被買収農地の報償と同  
時に、さらに国民金融公庫法の一部を  
改正いたしまして、二重三重の矛盾を  
重ねようというその気持ちが私にはわ  
からない。これは田中大蔵大臣、ひと  
つ私は、もう理事の相談によりまして  
四時までということになっております  
から、これ以上こまかくいろいろ申し  
ませんが、この点をひとつお聞きして  
おきたい。今後いかなる法律案が出る  
にいたしましても、私はこういう矛盾  
をきわめるものを出せば、将来に非常な

禍根を残すと思ひます。この  
点、ひとつあなたに忌憚なくお聞きし  
ておきたいと思ひます。  
○国務大臣(田中角榮君) 野溝さんの  
御発言、非常によくわかります。あな  
たが二十九年に、改正をするといふこ  
う問題が起るぞ、こういうふうな御  
指摘になったことも十分承知いたして  
おります。まあそういうことにな  
つたわけでありまして。しかし、ここ  
でひとつお願いをいたしたいと思ひま  
すのは、農地被買収者の給付金に関す  
る法律は、別に国会の審議を仰いでお  
るわけでございますので、ひとつ今回  
のところはその問題は別にいたしまし  
て、いずれまた国会に十分申し上げる  
こともございまして、いわゆる三十  
七年から出ております国民金融公庫法  
の改正の問題にしばつて申し上げたい  
と思ひます。

先ほど申し上げましたように、三十  
七年五月に工藤調査会の答申をいた  
しまして、その答申の中にも、政府は  
金融上の措置についてしなければなら  
ないと答申をいただきましたときに  
は、相当大きな金額であるような期待  
もあつたようであります。もちろん、  
二百六万人というような相手の人が対  
象でございますから、相当大きな期待  
もあつたようであります。財政上の  
事情等もございまして、二十億とい  
うことで今日までつとつておるわけ  
でございます。これは率直に申し上げ  
れば、この法律をなせ一体出したの  
だ、こういうことも考えられるわけ  
ですが、これはいまの業務方法書でもつ  
てできるといふことを、こういう法律を出  
して国会の御審議を願うということ  
は、十分批判も受けながら、政府の所

信も明らかにしながら御理解を得た  
い、こういう考え方で今日まで来てお  
るわけでございますので、あなたもあ  
まり議論したくないという、こういう  
ことでございまして、私もまた答弁申  
し上げるのも前と同じことを申し上げ  
ておるのでございまして、ぜひひと  
つ政府の苦衷をお察しくださいまし  
て、なるべく御決断賜わらんことをお  
願ひしたいと思ひます。  
○委員長(新谷貢三郎君) 速記をやめ  
てください。  
○委員長(新谷貢三郎君) 速記を始め  
てください。

○野溝勝君 私は、国民金融公庫の拡  
充ということについては、これは提案  
されるたびに力説して、特に庶民の金  
融機関としては、いまのこの政策の中  
で代表的なものだと私は思つてゐるの  
です。庶民的な法律だと思つておるの  
です。ところが、このほうの予算がい  
つもふえる比率におきましては非常に  
少ない。こういう点については銀行局長  
から、どうしてこれにもっと力を入れ  
る考えはないのか、特にこうした被買  
収者を対象にするというふうなことに  
力を入れるなら、もっと市民で困つて  
おる方も相当あるのですから、国民金  
融公庫の資金を借りたいという人は相  
当あるのですから、そういう点に對し  
て銀行局長はどういうふうな考えられ  
ておるのですか。今後とも大いに尊重  
していくというだけでなく、もっと具  
体的に私はこの資金需要に対する答え  
をあなたからひとつ聞きたいと思ひ  
ます。きょうはこまかい数字のこ  
とは要りませんから。

○政府委員(高橋俊英君) この二十億

は、つまり出資をわざわざするとい  
しましたのも、一般の分とは違つた  
すという意味で、一般の分を食ひ込  
んで農地の被買収者に特別な貸し付け  
をするという趣旨ではございません  
と、そういうことで提案いたしました  
ものでございまして、一般の大衆の  
金融のワケといたしましては、それ  
ほど冷遇どころか、かなりよく見て  
いるつもりでございまして、大体二  
割程度の貸し付けワケの増加を当初  
の計画においてやっておりますが、  
事実上は、結果的にあります、毎年  
引き締め等で中小企業等が困る場  
合には、随時資金ワケを追加いたし  
て、その需要の増大に応じている  
わけでございます。

件数で申しますれば、申し込みは  
なりいつもふえてくるわけでござい  
ますが、その九割くらいは受け付け  
貸し出しを行なつておられるとい  
うこととございまして、今年も引き  
締め下にありますので、第二四半期に  
もやはりある程度の追加をはかり  
たい。もっとも、これは財投を追加  
することになりますのはもつとあと  
でございますが、結果的には、やは  
りいままでの参りますと、第三四半  
期等におきまして財投を追加せざる  
を得なくなるのじやないかと思ひ  
ます。もちろん、これは国民金融公  
庫だけでなく中小公庫、商工中金  
も並べてそれだけの需要を考えな  
がら追加をいたしております。その  
国民公庫が非常に大衆のほうに重  
視されておられるという事実は、  
十分私どもも考慮いたしておるわ  
けで

ございまして、今後におきましても、  
資金の充実に注力してまいりたい  
と思ひます。

○野澤勝君 副総裁にお伺いしたい  
のでございますが、資金の申し込み  
額、それから現在までにどのくらい  
貸し出しをいたしておりますか、数  
字的におわかりでしたら、お聞き  
したいと思います。

○参考人(酒井俊彦君) 先ほど柴谷  
委員からの御質問がありましたとき  
に、ちよつと申し上げましたが、三  
十八年度の申し込みが、直接支  
所の窓口へ参りますのと代理所を  
通じて参りますのと、合計いたし  
まして年間で、一年間に五百万件  
、金額にして二千四百二十八億  
何千万円という申し込みがござい  
ます。そして、そのうち貸し出し  
されたものが三千万一千三百  
件、代理所から貸し出したものが  
八千七百五十件ばかりになります  
が、これだけ貸し出してあります  
。結局、金額としては、六、七割  
が貸し出しになっておる。申し込  
み金額に対して、金額的には六、  
七割、七割程度の額を出してあり  
ます。ただし、可決しましたのは、  
先ほど申し上げましたように件数  
は九一%、否決になりましたもの  
、これは計画が見込みがないう  
ようなもの、回収の見込みがな  
いというふうなもの、あるいはわ  
れわれの対象としては少し多過ぎ  
る、自分の手元にお金がない、あ  
つて公庫の金をお貸ししないでも  
十分やういけるというふうに認  
めたもの、いろいろ含めまして、  
否決しましたものが九%、大体さ  
うな実情

になっております。

○野澤勝君 前年度と比較してどん  
な比率になっておりますか。

○参考人(酒井俊彦君) 前年度と比  
較して申し上げますと、貸し付け  
の状況でございますが、具体的な  
数字を申し上げますと、三十七年  
度は直接貸しと普通代理所を通じて  
参ります申し込みが五十二万四千  
三百件でございまして、その中に  
は災害関係を含んでおりました。  
その他の、全国的に豪雪災害がござ  
いました。そういう申し込みを含ん  
でおきますので、件数がやや高くな  
つておると思ひます。その前の三  
十六年度は、合計いたしまして五  
十万二千件という申し込みがござ  
いまして、貸し付けを申し上げます  
と、三十六年度におきましては、  
件数で四十三万八千七百四十件、  
これは直接貸しと代理所を通じて  
貸すものと、両方合わせた数字で  
ございまして、それから、三十七  
年度は、四十三万二千四百六十  
五件、三十八年度は四十五万三千  
四百件、ごくわずかな差でございます  
。金額的には申し上げますと、貸  
し付けました金額が、三十六年度  
は総計二千三百三十八億八千六  
百万、三十七年度は千三百八十五  
億五千五百百万、三十八年度は  
千六百十四億六千万、まあ大体  
かような数字になっておる。申し  
上げますと、まあ結果におきま  
して一〇%ないし一二%、三割  
ずつふえておる、かようなこと  
になっておると思ひます。

○渋谷邦彦君 時間があまりない  
のでありますので、簡単に一、二  
点についてお伺いしたいと思います。  
その一つは、先ほどちよつと私が

申し上げる話に関連した内容が出  
たと思ひますが、国民金融公庫法  
の条文の中には、国民大衆に差別  
をつけて金融を行なうことは趣旨  
とされておる。これはもう当然だ  
と思ひます。

国民金融公庫それ自体の内容から  
見て、当然といふべきものであり  
ます。しかし、今農地被買収者に  
特に恩恵を与える道を開いたとい  
うことは、公庫法の精神からい  
いまして、大きな矛盾があるとい  
うのではないかと。なぜならば、  
公庫法の本質は、戦時によつて受  
けた被害者といふものはまだほ  
かに相当の種類の被害者があ  
るはずであります。これは何  
度も議論がされてきたところで  
ありますが、いまここで農地被買  
収者だけに、その公庫法の精神に  
触れはしないか、と、それから、  
農地被買収者にこういう方法が考  
えられるとするならば、あるいは  
戦災者であるとかあるいは引き  
揚げ者等についても、また相当  
数の不足から困つておられるとい  
うような人たちが非常に多いこ  
とを聞いても、貸し付け、またそ  
ういふような陳情も受けておられ  
ます。こういう点について、別  
途考案をお持ちになつていら  
っしゃるか。また、今日まで国民  
金融公庫においてどのような救済  
の方法を講じられてきたか、こ  
うした点について、重ねてお伺  
いしたいと思います。

○国務大臣(田中角栄君) 農地被  
買収者に貸し付けを行なつても、  
国民金融公庫法の精神をゆがめ  
るというふうには考へておりませ  
ん。もちろん、国民大衆であつて、  
零細資金を必要とする方々、し  
かも、その他の金融機関から融  
資を受けられない方々を対象にし

つくられておるわけでございま  
す。その中にいろいろなワケをつ  
つて貸し出すということも、いま  
までもやっております。

御承知のとおり、特別貸付金  
国債担保貸し付け、更生資金の  
貸し付け、恩給の担保貸し付け、  
更生資金の貸し付け、それから  
遺族国債担保貸し付け、特別小  
口貸し付け、普通貸し付けと、こ  
ういふふうに分かれておるわけ  
であります。これは業務方法書で  
いろいろなものをきめワケをつ  
くるというつもりでございませ  
ん。まあ、やっております。さ  
ういふ問題が国民金融公庫法の  
精神をゆがめるものではないわ  
けでございまして。

それから、もう一つは、先ほど  
申し上げたところ、この措置は、  
三十七年度の五月に行なわれまし  
た工藤調査会の答申によりまし  
て、生業資金の貸し付けの道を  
講ずるといふことになっておられ  
ますので、これを新しく金融機関  
を設置するわけにもいきません  
し、党側、自由民主党の中では、  
農地被買収者貸し付け金融公庫  
というふうなものをつくれとい  
うような案もありました。また  
過去においてそのような立案も  
あつたわけでございまして、政  
府としてこれを行なう、政府関係  
機関の中で行なうとすれば、や  
はり中小企業金融公庫、組合金  
金融公庫であるので、どうしても  
国民金融公庫といふことになつ  
たわけでございまして。

それじゃ、こういうことをや  
った場合に、他にも一体やるのか、  
戦災者貸し付けとか、またその  
他のこれに類する方々に対する  
貸し付け、疎開

十分私どもも考慮いたしておるわ  
けで

ございまして、今後におきましても、  
資金の充実に注力してまいりたい  
と思ひます。

○参考人(酒井俊彦君) 前年度と比  
較して申し上げますと、貸し付け  
の状況でございますが、具体的な  
数字を申し上げますと、三十七年  
度は直接貸しと普通代理所を通じて  
参ります申し込みが五十二万四千  
三百件でございまして、その中に  
は災害関係を含んでおりました。  
その他の、全国的に豪雪災害がござ  
いました。そういう申し込みを含ん  
でおきますので、件数がやや高くな  
つておると思ひます。その前の三  
十六年度は、合計いたしまして五  
十万二千件という申し込みがござ  
いまして、貸し付けを申し上げます  
と、三十六年度におきましては、  
件数で四十三万八千七百四十件、  
これは直接貸しと代理所を通じて  
貸すものと、両方合わせた数字で  
ございまして、それから、三十七  
年度は、四十三万二千四百六十  
五件、三十八年度は四十五万三千  
四百件、ごくわずかな差でございます  
。金額的には申し上げますと、貸  
し付けました金額が、三十六年度  
は総計二千三百三十八億八千六  
百万、三十七年度は千三百八十五  
億五千五百百万、三十八年度は  
千六百十四億六千万、まあ大体  
かような数字になっておる。申し  
上げますと、まあ結果におきま  
して一〇%ないし一二%、三割  
ずつふえておる、かようなこと  
になっておると思ひます。

○渋谷邦彦君 時間があまりない  
のでありますので、簡単に一、二  
点についてお伺いしたいと思います。  
その一つは、先ほどちよつと私が

申し上げる話に関連した内容が出  
たと思ひますが、国民金融公庫法  
の条文の中には、国民大衆に差別  
をつけて金融を行なうことは趣旨  
とされておる。これはもう当然だ  
と思ひます。

国民金融公庫それ自体の内容から  
見て、当然といふべきものであり  
ます。しかし、今農地被買収者に  
特に恩恵を与える道を開いたとい  
うことは、公庫法の精神からい  
いまして、大きな矛盾があるとい  
うのではないかと。なぜならば、  
公庫法の本質は、戦時によつて受  
けた被害者といふものはまだほ  
かに相当の種類の被害者があ  
るはずであります。これは何  
度も議論がされてきたところで  
ありますが、いまここで農地被買  
収者だけに、その公庫法の精神に  
触れはしないか、と、それから、  
農地被買収者にこういう方法が考  
えられるとするならば、あるいは  
戦災者であるとかあるいは引き  
揚げ者等についても、また相当  
数の不足から困つておられるとい  
うような人たちが非常に多いこ  
とを聞いても、貸し付け、またそ  
ういふような陳情も受けておられ  
ます。こういう点について、別  
途考案をお持ちになつていら  
っしゃるか。また、今日まで国民  
金融公庫においてどのような救済  
の方法を講じられてきたか、こ  
うした点について、重ねてお伺  
いしたいと思います。

者に対してどうするという問題でございますが、そういう問題がこれからやはりあって起こってきまして、どうしても特別なワタをつくらなければならぬということになれば、資金量とも見合いながら、そういう窓口をつくるということとはあり得るわけでございませう。しかし、いままでは一般貸し付けの中でこういうものを処理されてまいりましたので、あえて今日までの段階では別に特別の措置を行なわなかったわけでございます。

○渋谷邦彦君 次にお伺いしたいことは、今回の目的が生業資金ということですが、考えられることは、相当生活に困窮しておられる方が対象となると思います。そうしますと、この貸し付けの条件について非常にむずかしい問題が出てくるのではないかと、このことが想定されるわけでありませう。政府としてどういう今後の方向に立つて、これらの困窮されている方に、いわゆる生業資金——金額にすればわずから十から五十万円の範囲の方が非常に多いのじやないかと思うのであります。実質的に、それだけの生業資金を得て、はたして生業が思うように回転していくかどうかというような疑問も出てまいりますし、そういうような条件等について、いままででありますると、国債であるとかそういうものを担保にいたしまして、公庫のほうで貸し付けているようでありませう。それも全くない、むしろそういう人に限って貸し付けを受けたいという欲求が非常に強いと思うのであります。そういう方々に対しては、どんな方法を講じて貸し付けをされようとするのか、基本的なあり方についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) この融資の対象となる被買収者は、すべての方でございませう。お尋ねのように、どちらかといへば楽でないという方が対象になると思ひます。しかし、この国民金融公庫の融資は、生活資金、いわゆる生活資金を融資するという筋のものでないことは御承知のとおりでありまして、生業資金といひますと、とにかくその金を元手といたしまして何らかの営業を営み、それで生活の一助にするということであるのであります。五、五十万円までの金額について六分五厘とし、しかし、それ以上の金額を要する場合には普通通金利で九分という金利さえ払えば、最高は二百万円まで貸し得るといふことになっておるわけですから、五十万円では必ず打ち切るといふ筋のものでございませう。ただ、それ以下の、五十万円以下のもので金利の面で優遇することになつておりますが、生活困窮者に対する施策としては、これは別個に考えなければならぬ問題でございまして、これはあくまで生業資金でございませう。もう全く生活に困窮して生活扶助を受けなければならぬというふうな方の場合には、たとえば借金だけですべてをまかなわなければならぬという場合には、かなりむずかしい問題があることは事実でございませう。

担保は徴求しなくても保証人で貸し出しはできるわけでございませう。かなり、一般の金融機関から借りる場合に比べますれば、自己資金があまりないような場合でも、ある程度金額は融通を受け得る仕組みになつております。それらの点、また実際にこれを

行なつてみまへんとはつきりしたものがつかめな思ひますが、いずれにいたしましても、私は、生活困窮者というのじやなくて、とにかく何らかの生業を営む意欲があつて、また能力もある、資金の面で不足するというふうな方々を対象にするということであらう。かなり一部の方々でありますけれども、この制度が生きて使えるのじやないかというふうに考えておる次第でございませう。

○渋谷邦彦君 そういう御返事でありませう。おそろしく限られた特殊な人に限定される、こういうことになりませうと、せっかくこういう法律をつくりましたも、公平に恩恵を与えるといふことができないなるのじやないか。むしろ、いろいろな陳情を受けたその人たちの意向を聞きましても、生活困窮ということは妥当ではないと思ひますが、その困窮している中でもさきやかながら仕事をしていたという人も相当あると思ひます。しかし、将来において、能力がないとか、あるいははたして今後の見通しとして現在やつておる仕事が見込みがあるかどうかというこの段階になりますと、その判定は非常にむずかしいのじやないかと思ひます。政府としてはそういう判定をどういう基準において、ただ外面的に、能力とか、または将来家族の構成等を考へてみても、十分現在の仕事を推進していくだけのものがあるといふのじやないか。せつかくやるならば、むしろもっと平等性をもつて多くの人を救済するという方向に向けられるべきが至当ではないかと思ひますが、その点はどうなんでしょう。

○政府委員(高橋俊英君) 公平という観点で取り上げるといたしますと、確かに二十億円の資金で多数の被買収者に対して潤れなく金を融通するといふことはとても困難でございませう。その点からはこの制度は全般的公平を期するものではございませう。工藤調査会の報告その他の調査によりましても、被買収者の中で生業資金等に非常に困難を感じている者というものは、その多数の大きな割合になるわけではない。さしあたり資金を必要とするという方々は、まあ全体から見れば一部の方ではないだらうかというふうなことがまあ言われておりますし、私もそういうふうな推測しているわけでございませう。ですから、農地被買収者全員に対する公平な措置としては、この公庫法の改正はなかなかそのままだてはまらぬものでございまして、ただいま提案されておりますところの特別の法律というほうが公平というふうなことになるかと思ひますが、これはそういう非常に全般的な措置を行なうといふものとはおのずから性質が異なるものやむを得ないことではないかと考えております。

○渋谷邦彦君 先ほど大臣の答弁の中に、一部の政治的な突き上げによつて今回の法律案が提出されたのではないといふお話を伺つておりました。しかし、いまの銀行局長のお話を聞きますと、何かそういういふのを非常に感ずるのですが、大臣としては、全くそういうふうな政治的な配慮に基づいた突き上げとか、そういうふうな一部の圧力団体によつて今回の法律案が提出されたものではないといふことは、そのように解釈してよろしうございませう。

○国務大臣(田中角榮君) 全く政治的なものではなく、工藤調査会からの答申がございまして、せめてこの程度のことは最小限しなければいかぬ、こういう考え方でありましたので、政府もいろいろ検討しました結果、国民金融公庫にこういう資金を設けようということになつたわけでありませう。

○渋谷邦彦君 時間もあまりありませんので、もう一点だけお伺いしたいことは、将来において、現在二十億では非常に足りない。なるほど総合的に考へてみた場合、確かに足りないと思ひます。別途また報償制度についてもいま考へられていられるようでございませうが、それとは別に、将来においてさらにこのワタを設ける用意があるかどうかというところをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) これも、報償法案が通れば、担保金融ということでは当然起こってくる問題だと思ひますが、これは国会で通過しなければ考へ得ない問題であります。現在二十億の農地被買収者に対する貸し付けのワタをつくるわけでありませうが、将来、これをつくらんと、もう少しよいにしてもらわなければ困るであらうといふような事態はきつと起こってくると思ひます。起こってくると思ひますが、これは申請、また要望する人たちの数とか、内容とか、十分調べまして、国民金融公庫の資金事情もございませう。また、いままでのように別に未亡人とかいろいろな担保金融をやつておりますので、こういう資金とのバランスをとりながらしかるべく処置をしてまいるということだと思ひます。

○天田勝正君 私は、この問題は過日大臣が来られた際にぜひ質問してあります。そこで、まあ反論の一つとしては、先ほど野澤さんから質問がありました。私はこう思うのです。まあ先ほど、報償問題とはまるで別にひとつこれだけで考えてほしいというお話がございましたが、かりにこれだけにとどめるといたしても、私は政府自身がお困りにたぶんなるであらうとまあ察していることは、過日も引例いたしましたけれども、戦災者であるとか、ことに原爆の被爆者であるとか、そういう人たちに別段、若干のおあげになったような特別のワキはありますけれども、まあ特別小口だとか遺族国債とか、母子家庭とかいろいろあります。純粋の戦争による被害者というものは、特別なものが、理屈をつけねばあるのだけれどもない、そこに平等の原則からはずれるというところになった場合に、そうした人方からまた別ワキ融資を要求してくるというのは当然であつて、その際に、片方にはいたさない、こういうことになれば、必ず政府みずからが困りになる、私はこう思うのですが、その点はいかがでございますか。

○國務大臣(田中角榮君) これは渋谷さんにお答えを申し上げたとおり、そういう問題が出てくれば、いままでのワキ、資金量、そういうものとの勘案をしながら、またバランスもとりながら、資金が許せば必要度に応じてこの種の問題は起こってくる可能性はあると思います。また、そういうものに対しては何か対処しなければならぬだらう、こう考えます。

○天田勝正君 過日これに類すること、他の観点から私論じただけですが、その際大臣が反論のごとくに言われることは、何分にもこの農地解放というものはきわめて意味があり、かつはそれが円満に行なわれた、このところがきめ手のように政府側は思っているようでありまして、ところが、円満にいつてみたところで、他の戦争犠牲者のほうには円満というわけにはいかないのです。たとえば戦災で焼けた、こゝんなのは決して円満に焼けたというこゝとは言えないのでありまして、それから在外資産の問題にしまして、これは平和条約で日本政府が一方的に放棄して、言うなれば賠償の見返りのようなものなんだ、こういうものが円満にいつたのではない。在外資産を持っていく人たちが話し合いの上でさようなこととしたのではない、とにかく先づ講和条約の締結の場において行なわれた。同時に、引き揚げた人たちはそれらを捨ててくるよりほかにしようがないのですから、とても円満ではございません。だから、あるいはまた前からここで問題になっておりますように、生命保険の問題、いわゆる終戦時におけるインフレの高進にあらざる部分あるいは長い間の定期預金を切りかえてきた部分、これも千分の一かなんかされたつて、それはちつとも円満ではないのです。みんな戦争の犠牲の部分、これは円満ではないのでありまして、これだけが円満だと言われると、ほかのものはまことに迷惑しごく、こうなります。こういう類似のものに対してはどうお考えですか。円満ではないほうの部分。

○國務大臣(田中角榮君) きのう円満にウエイトを置いて私が答弁を申し上げたとすれば、円満ということだけではございせん。これは訂正いたしておきます。先ほどから申し上げたとおり、工藤調査会という内閣に設けました調査会の答申にございまして、農地購買者の中で生業資金に困つておる者に対しては貸し付けの道を講ずること、こういう答申をいただいておりますので、また、ほかの問題、御指摘のあったような問題で、調査会等、また審議会等からそういうものが出て、政府が答申によつて拘束を受けるというやうなときには、またそのときの問題として検討するべきだと考えます。

○天田勝正君 私も過日大臣にもお断わりしたように、話があまり広がる、これはとても政府側も困るだらうから、たいへん協力をいたしまして、そこできわめて狭い範囲にしようとして、いま在外資産の特別の審議会ができておりますから、その部分についてはあまり言及しないように配慮しておるわけです。

そこで、この際聞いておきたいのは、そうした類似の人たちについて、将来必要があれば考慮するという意味だつたと思ひます。ところが、将来きなくて、過去のことをまだ解決されてないのがあります。それはぜひぐん長い前でありまして、たぶん水田さんが大蔵大臣のときでありましたから、三年かぐらひになります。それで、その記録があるのです。ここにおられる大竹さんが大蔵委員長であつた。その際に、この生命保険の問題、それからいま申し上げたインフレにならざる

以前における貯金の処置、これは一たん千分の一だなんていうことで解決したやうになつておるのですが、しかし、実際の解決じゃない。これはいま言つた私の円満ならざるほうの解決なんです、それで全く解決しないのは、生命保険の問題。これは説明すると長くなりますけれども、とにかく民間会社の問題なんですね。そこで、政府側も、民間の問題だからどうしようもないというやうな形でありまして、しかし、政府の監督下に置かれておるの事実はあります。政府がやつた処置に対して生命保険だつて右へならえ、こういう大きな背景がそこにあつたわけなんです。そういうことから各委員がこの問題を取り上げまして、なかなか水田大蔵大臣も返事をするのにも困つたやうでありますけれども、結果は、それから、そうした引き揚げ者の団体と生命保険会社というものと話し合いによつて解決するために政府側も努力する、要約すればそういう落ちつきになつたのであります。

おまけに、当時の保険会社の会長はきわめて、あれは何という人だつたか名前忘れましたが、きわめて理解が深かつた。それで、その後あつたものに、生命保険会社の業績というものは著しくあがつた。その基礎は、要するに戦地における生命保険等の切り捨てと、言ひませぬけれども、たな上げだ。このことが基礎になつて、いまのやうなすばらしい業績になつたというところは、何らか報いなければならぬ、こういう主張であつたわけなんです。ところが、その後政府もちつとも努力してくれませぬし、その後何らか、会長がか

わつたら、今度は会長もわからずやで、まるつきり会いもしない。こういうやうなわけで今日に来ておるのである。

一向政府は、そういう問題は——つまり、いまあげておるのは地主さん、にこうするといふのですけれども、その他同種のものには三年前にも解決に努力することになつていたので、そういう面はどうなつちやうなものでしょうか。行くえ不明のごとくであります。

○政府委員(高橋俊英君) ただいまのお尋ねが外地での保険契約者ということに限つておられますので、あるいはまあその他指定時というものがございまして、指定時前の契約者で、非常にインフレの犠牲になつたとか。

○天田勝正君 生命保険だけでもいいのです。

○政府委員(高橋俊英君) 生命保険だけに限つてと申しましたが、大体指定時前契約者というものがございまして、それらの方にはたいへん御迷惑をかけたやうなことになるのです。これは一般的に申しますと、いまだに契約の続いている方も相当あるわけなんです。非常に零細な額でございまして、全部一万円以下の契約でございまして、これは生命保険協会といたしましては、それらの契約者の方々には満期を待たずにお支払いすると、満期金額を期限前にお支払いするというところで、現在手順を進めております。その場合に若干の、ほんの寸志という程度でございまして、二、三割の割増し金をつけて支払うということになつております。

これはいまとなつてみれば、当時の

五千元というような金額は、現在の五千円の三割増しの六千五百円を払いましても、ものの数ではございませんが、しかし、民間の生命保険会社といまして、いまその後の契約者も非常に多数にのぼっておりますし、資力その他いろんな状況から申しまして、当時のインフレによる犠牲者の方に、その相当な割合を補償するというふうな仕組みで解決することは、きわめて困難といえますが、不可能なことである。しかし、満期を待たずして全額をお支払いし、若干の寸志を差し上げておわびのしるしとしたいということとで、解決をはかっておる次第でございます。

○天田勝正君 それは大蔵省にいま保険会社がそう言っておるかもしれぬのだが、そういう答弁があるのだから、たぶん言っておるかもしれない。それで、これが実情はまるでそういうのは違ひです。生命保険の問題は、私みずからありますけれども、数々あった中で一つだけ、この間もここで発言しましたが、通知が来まして。幸いに私がここに居るからきつとわかつて通知したのだらうと思うのです。だから、いま明らかになつた分を、インフレ貨幣価値の下落に基づいてスライドして払つたつて、おそらくわかるものはその何分の一だらうと思うのです、実際の。私そう思うのです。私だって幾つかあったものの一つしか来ないのです。それは満期にならぬ前の満額払いなんというもののじゃないのです。私はみずからもう全部放棄しているから、みずからのことでどうしようというのじゃないんですが、実情だから申し上げるのです。

それは、その一つが五千元。五千元といふあつさり言うけれども、当時は千両普請といへば三里四方から見物に来たような騒ぎですが、それが五軒もつくれるのですから、たいへんなんです。いや、ほんとうなんです。これは全部お役所の人だつて一万円を目標に貯金した、当時。それが全部払つてないから、この間残る分をみな払えというわけだ。いや、そうすれば五千元や、満期になれば五千元やるといふ。じゃ、どうにもしようがないから、もうすでにその後こうして、戦後国会に当選してきまして以来生きてきていから、いまここでしゃべっている。それで、生きてきた分だから、確かに命はもう補償できたのだ。だから、これを五万円に切りかえて、五万円に該当する分はもう生きてきてしまつたのだから払うと、私は五千元もらつてもどうにもしようがない。せめて五万円くらにしたら値打ちがありはせぬか。その間に払うのだ、そうしてくれぬかと言つてみたところで、それができないのです。ちつとも特別のことなんか何も、高橋局長、ありませんよ。私はこの問題でこでずいぶん議論をして、そうしてとどのつまりがそのうなんです。

はしませんかと、こう言うのです。いかがですか。局長だつていいですよ。いささか事務的なものになっていきますから。

○政府委員(高橋俊英君) その保険に ついてもそうでございますし、また当時の預金者でも、やはり封鎖その他によつて引き出しが十分ならぬうちに、どんどん貨幣価値が下落いたしまして、当時としては相当な価値のあつたものが、実際に受け取る段になると百分の一、二百分の一というふうな金額になつておるといふ点につきまして、これはまことにどうもお気の毒だとは思いますが、ただ、このいまわれわれのやつております経済というものが、いつも安全価値計算をやつておらぬ、インフレになれば結局金の値打ちが下がるという、それを持つておる人たちは損失をこうむるというふうなことになる。それがゆゑに、ああいつたような非常な日本の歴史始まつて以来の敗戦という事実の中で生まれたインフレでございますので、どうも避けがたい事情もございまして、今後においてももちろんこの生命保険その他の順調な発展をはかる上におきまして、インフレは絶対に避けていきたいというものが私どもの念願でございます。また、そういうつもりでこれからやつていかなければならぬと思ひますが、過去の戦争に基づくそういった民間人その人が受けた損失というものは、多かれ少なかれあるんじゃないかと思ひますが、これは何といたしましても、政治的にも経済的にも、何とも解決したいものが幾つもあつたように思ひます。それらの中で何か特別の措置をとつただけについては、非常

にこうきわ立つて何か特別な配慮をしたというふうな受け取られるのもやむを得ないと思ひますが、何か今回のこういった措置について、すべてを経済的な問題として割り切れないものがあるんじゃないか。多少そこに政治的なあるいは政策による犠牲者とかといふような点についての配慮といったものがありまして、公平という見地からいへば、完全公平といふことにおいてはだいたいはずれていることがあるかもしれない。しかし、すべてを経済価値その他の問題だけで律し得ないという点をひとつお認め願ひまして、今後のいろいろな経済政策につきましては十分注意してまいりたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○天田勝正君 約束の時間が来ましたので、大臣をいつまでもここにきづけておくわけにいかぬと思ひます。ですから、御自由にお引き取り願つてくれうが、こういうことへの答弁はもう少し、大臣を助ける局長方においても実態を調べてもらなければならぬと思ひます。何よりも、そうではないと、いま言つたようなことが生ずる。それで、むちゃくちゃな主張をしておるんではございせんので、生命保険にしても、これは極端にいへば戦争被害は全国民じゃないかといふけれども、確かに千円の保険、当時多額でありましたが、こいつをもらつて、インフレのためにサツマイモ二俵半になつてしまつたといふのはあるんですよ。だけれども、高橋局長、それはそのまま使えんのですよ。そのときに要するといふときに、かりに小麦二俵でも、使えんのです。だけれども、全国民平等じゃないんです。外地から引

き揚げた人はそうでなくして、その低くなつた値段でも使えなかつた。それからさらに、その後における貨幣価値の下落というのとはどうも異なることになつてしまつたんだ。だから、せめても命あれば、検査でこの人は契約しちゃならぬとかなんとか向こうはかつてにきめるんですから、私はさつき引例したように、生きてきちゃつたということと補償できるということですよ。そういうことができるようにしよう。ですから、全くインフレになつてわずかな金になつたとはいひながら、終戦直後飢えたときにそれが使えた。これはどういふんです。それさえも使えなかつたんです、そんなもの払つちやまかりならぬという政府の方針で。だから、全然平等ではありませぬ。だから、これで終わるわけじゃありませんし、かりにこの法案があつてしまつたとしても、問題は続くんです。ですから、もう少し実態を私は調べてもらひたい。これを希望しておいて、きょうは質問をやめます。

○委員長(新谷實三郎君) 本案に対する質疑は、一応この程度にとどめておきます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、公認会計士特例試験等に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて、本案の質疑を行います。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めてください。

本案に対し御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○野澤勝君 まず最初にお聞きしたいことは、公認会計士特例試験についてですが、公認会計士が特別試験に合格することと公認会計士の資格を与えることは、昭和二十四年から二十九年の間に一度、昭和二十九年から三十二年の間に二度、昭和二十九年から三十二年の間に一度、公認会計士第三次試験受験資格を与えるための特別試験を行いました。これは特許会計士を公認会計士にするためのものでした。そして当時、当局は大體もうこれ以上は法によりこのようなことをする必要はないであろうというようなことをお答えになっていたと思ひます。しかるに、今日またまた蒸し返しの特別立法、明らかに計理士に重点を置きました公認会計士特例法案を出してきただけでございす。不可解というほかないのですが、この間の経緯についてひとつお答え願ひたい。

大體衆議院における答弁においてあらじめ承知しておりますが、本委員会におきましてはその間の事情、あるいは今回かような法律案を出すに至った経緯、考え方といったものをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(吉岡英一君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、公認会計士と計理士の問題は、公認会計士法が制定されました昭和二十三年以来の問題であつたわけでありまして、

〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕  
昭和二十四年の六年から昭和二十九年の七月まで、解決の一つの方法といたしまして、特別会計士試験を十一回にわたつて実施をいたしました。その

後、昭和二十九年八月から三十二年の七月まで、公認会計士試験第三次試験受験資格検定を六回にわたつて実施をいたしました。こういう措置によりまして、大體公認会計士と計理士との問題は解決をすべきものと考へておつたわけでございますが、事實はその期待に反しまして、常に計理士の側から公認会計士との問題について問題が蒸し返されまして、計理士の側から、公認会計士と同じような監査証明の資格を得たいという話、あるいは非常に安易な、簡単な試験で計理士を公認会計士にしてほしいというやうな要望が毎年繰り返されました。両者の間の紛争が絶えなかつたのは事實でございます。

そこで、われわれといたしましては、何らかのこの両者の問題を調整をはかり解決をはかることが、わが国の職業会計人制度の発展のために必要であると思ひまして、大蔵省にありまふ公認会計士審査会に對してどうしたらいいかという諮問をいたしました。これに對しまして、かなりの日数をかけまして公認会計士審査会が昭和三十六年に答申を出してこられたのでありますが、その中に、ただいまのいろいろな点に触れてある答申であります。が、公認会計士と計理士との問題につきましては、この問題を調整するためには計理士を論文試験で公認会計士にする方法が最も適当だという案は答申を得たのでございます。そこで、事務当局といたしましては、中立的な第三者であるかような公認会計士審査会の答申に基きましてこの問題の解決をはかるうといたしまして、関係業界といろいろ話し合ひをしてまいつたのでございすが、どうしても関係業界の賛

成が得られない、話し合ひがつかないというところで、実は今日は至つたのでございす。

それが昨年あたりからかなり業界では、これは何とかしなければならぬという空気が強くなりまして、解決の糸口ができてまいりました。特に去年の暮れからことしにかけまして、計理士会のほうで、公認会計士になるための試験を受けようではないかという空気が出てまいりました。計理士会といふやうな意味の説得を続けまして、從來毎年計理士のほうからいろいろな陳情が繰り返されたのでございすが、昨年だけはさういふ陳情がございませぬ。計理士会が内部をさういふ意見で統一するために努力いたしておつたわけでございます。

〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕

それがやつと計理士会としても、計理士制度の全廃を前提といたしまして、かつ公認会計士のほうで要望のあつた論文試験というやうな安易なことでなしに、厳格な試験制度を受けようという踏み切りがついたのでございす。そこでわれわれといたしまして、そういう新しい事態が展開をいたしましたので、それを前提にいたしまして、いろいろ案を検討いたしました。その結果、本日のこの改正案を提出するに至つたわけでございます。

○野澤勝君 質疑は当然現行公認会計士制度の実態と関連事項を明らかにするため、詳しくたゞすべきですが、私はこの際、衆議院におきまして一応論

議されましたので、あまり詳細にわたつての質問は省略いたしました。なるべく修正案を中心にして具体的に質問をしたいと思ひます。特に修正案については、私が従来指摘し主張してきた諸点が盛り込まれているので、そのようにしてまいりたい。さて、ここで一言申しておかなければならぬと思ひうが、これまで私はこの公認会計士制度の一部改正のあるたびに、質問をし、意見を述べてきたのであるが、日本の近代に証券取引法に基づいた会計制度というやうなことだけでなく、もう少し視野と角度というものを広められなければいかぬ。すなわち、大福帳的な、さうして経営者の言ひ分のみを聞き入れ、その経営の不健全というやうなことに對しての責任ある警告なり事務処理などを監督できない、監査できないというやうなことはよろしくない。だから、さういふあいまいなことを一掃するために、會計士制度の充實、計理士制度の廃止というやうなことを私は主張してまいりました。ただいま理財局長から聞きますと、會計士制度の充實と云ふことを中心に置いてある、さらに長い間の公認会計士と計理士との紛争といふこともひとつこの際これを解決したいという意図の、二つの基本的な要素からかような法案を出したといふやうなことをいま聞いたわけですが、私はその基本的な構想においてはいささかと思ひます。

しかし、私は、単に、紛争があるから、その解決のため、どちらかの主張なり要請なりを取り入れて一本の法律案にするといふだけの考へ方では、内容的に不完全にならざるを得ないと思

います。というのは、大體修正案等から見ても、もつと根幹に触れた考へ方ない。でありますから、まず、こういうこと並びにこの修正案について具体的な内容をひとつお聞きしていきたいと思ひます。

そこで、現行公認会計士制度の充實と同時に、公認会計士と計理士との間の紛争を解消することに十分留意されたいと思ひますが、その実態といふものを把握されましたか。実態を明確にしてもらふねと、私の質問も出てこないでございす。

次に、あなたたちは公認会計士制度の充實といふことをうたつておりますが、今日の公認会計士制度は現状で充實しておると思ひうか、あるいはさういふことをどういふふうにして充實していくとするのか、その点をひとつお伺ひし、さらに修正案を含んだ内容についてまた質問をしていきたいと思ひます。理財局長からひとつ。

○政府委員(吉岡英一君) 野澤先生御指摘のとおり、公認会計士制度全体についていろいろの問題があることは事實でございます。先ほど申し上げました昭和三十六年の公認会計士審査会の答申におきましても、この計理士問題の調整の問題だけではない、いろいろの答申があることを申し上げました。たとえば、公認会計士協会の特殊法人化の問題、あるいは共同組織体の推奨の問題、あるいは公認会計士の規律の維持の問題、あるいは會計士箱の問題、その他いろいろの点についての答申があるわけでございます。そういう意味で、私もさういふことは、公認会計士制度の全般につきまして、

今回の改正案におきましても、先ほど沿革的に申しましたので、多少計理士との問題に重点を置き過ぎた御答弁になったかと思いますが、この中にありますように、第三次試験に口述試験を加えたというような点は、計理士問題をとは離れまして、やはり公認会計士制度を充実するために、従来の本来の試験制度についても合理的に改革すべきものは改革すべきだというような見地から、会計士補の問題その他を考慮いたしまして、口述試験を加えるというような改正をいたしておるわけあります。そのほかに、いまの公認会計士協会の問題、あるいは共同組織の問題、その他今後もおいろいろ検討をして、なお改善充実をはかつていかなければならないと考えております。ただ、それらの問題につきましては、なおいろいろ検討すべき点が残っておりまして、今回の改正案には具体化するまでに至っておらないわけでございますが、なお引き続き検討いたしましたして、早い機会に再び具体案をもってお願いいたしたいと考えておるわけでございます。

○野澤勝君　それで、計理士が特例試験に合格して公認会計士になり得るといふのが、この法案であります。大體、公認会計士第三次試験に合格して初めて公認会計士になれるということ。で今日の公認会計士制度が運営されておるのでございますが、この第三次試験というものが計理士にどういう影響を与えてきましたか。

いしたいのですが、なかなか、公認会計士に対しては、法定監査において虚偽の報告をなした場合など罰則の規定が厳重になっております。すなわち、私は、証券民主化と大衆投資家の保護という点について当局は強く責任を感じて、今日の公認会計士制度の充実を考えていると思うのでありますが、單なる計理士の要

健全化をはかりまして、一そう投資家の保護をはかるということが、最近非常に重要なことになってまいったということはおっしゃるとおりでございます。しかるに、いま企業会計に関します財務処理の監査証明というものがでける専門の職種といたしまして、公認会計士と計理士と二本立てになっておりまして、過去の歴史的な経過から見ても、その間にいろいろ権限上、あるいは職能をふやしてくれという、なかなかこれが一本化できないことによって起こってくる争いがございました。したがって、職能会計人群といたしましても、あるいは監督官庁といたしましても、もっぱら最初に申し上げました基本的な目的に向かってこれに専念するということがややでにくい事情にあったという点に着目いたしまして、まずこの際は、公認会計士というものの一本化するということでもって制度の単一化というものをはかる。さらに、実質的な意味におきます企業会計の健全化、それから、投資家の保護ということとは決しておるそかにするわけでないわけでございまして、先ほど申し上げ、本法案が成立しましたと、なお引き続きまして、この公認会計士業務

○野瀧勝君 私がどうしてこれに関心を  
持つつかといえは、それは資本主義の社会におきましても、この制度は基本とな  
るいわば経済と産業の秩序を保つ基礎  
的な制度であると思うからです。会計  
などの処理を昔のような大規模的なこ  
とでいくならば、国家財政も企業経営  
も、時に家計においても健全に運営さ  
れないこと、言うまでもないことで  
す。すなわち、国家の発展のため、そ  
して経済の健全な発展のためになく  
ならぬ基幹的の制度であると思う。外  
国におきましても、公認会計士制度とい  
うものは最大限に重視され、社会的に  
も非常に尊重もされ、信頼もされ、ま  
た期待もされております。したがって、  
制度としても、その内容は非常に整備  
されております。したがって、また公  
認会計士の社会的な地位も非常に高く  
なっております。こういうことであり  
ますから、当然公認会計士そのものも  
やはり教養と知性をみがかなければなら  
ぬが、同時に、その監督に当たる大  
蔵当局はかような点を真剣に考えてい  
かねばならぬ。

さらに、公認会計士そのものは証券業  
とこちらはらの関係にあるわけですが、

日までも多くの企業が破産したり大衆投資家が迷惑と損害をこうむっておりまゝです。そこで、法定監査の効果を實際的に完全なものにすることに、不正監査をなくすこと、そのために現行制度の盲点をなくすことをはからねばならぬとい。あげた事例のうち、後者は公認会計士の監査なりその報告なりが虚偽であつたといふことであると思うのでございまして。そして、この公認会計士を調べてみると、これらの方々はやはり正規の学問を経てきて公認会計士の資格を得たものではなくて、横すべりでなつた方々が多いのであります。かういふ例が多いのであります。私は全部がそうだとは言いませんが、一たびこの法案を通すにおきましては、十分この辺のところを配慮しなければならぬとい。そうでないとい、後日監督官庁は法的に指導を受けることになりますから、私はかように申すのでございませう。こういう点については理財局長は十分承知の上だと思つてであります。が、この点につきましてどういふふうにか考へているかを、ひとつこの際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡英一君) 今回の法律改正によつてお願いをいたしておりま

す公認会計士の特例試験によりまして、公認会計士の水準が下がると思し  
ますか、公認会計士として十分な適格  
性を持たない人がこの試験によって  
横すべりになって公認会計士になり、  
全体の水準が下がる、この制度の改正  
のために落ちるということ、私ども  
といたしまして最も警戒を要すると思  
いますか、排除すべきことだと考  
えております。従来、公認会計士審査会  
の答申にありました論文試験という問  
題が、公認会計士側から非常に強い反  
対にあつたと思ひます。非常に簡単な  
試験で、いわば横すべり現象を起し  
て公認会計士の水準を下げることは絶  
対に困るということであつたのであり  
ます。私どもといたしまして、これ  
によつて公認会計士の水準が下がるこ  
とは、野澤先生御指摘のとおり、公  
認会計士の需要がますます高まつてま  
いりました今日、非常に重大なことだ  
と考へております。

したがつて、今回の公認会計士特例  
試験も、本来の試験であります第三次  
試験と全く同等の試験、厳格な試験を  
期待をいたしております。したがつて、  
法文におきまして、第三次試験  
に掲げました目的程度と全く同じ目的  
程度を掲げておりますし、公認会計士  
審査会が推薦をいたしました試験委員  
その他この試験の運用におきまして  
も、そういう懸念のないような、公認  
会計士制度の水準を下げないような試  
験制度にいたしたいということを期待  
をいたしております。

が、また逆に、現在の公認会計士協会  
の幹部をしておられる方々には、従来  
の、過去にありました公認会計士特例  
試験によつてなされた方々が非常に多  
いわけでありまして、そういう方々は  
りつぱな公認会計士としての職能を果  
たしておられるわけで、今回の公認会  
計士特例試験による合格者も現在のそ  
ういうりつぱな公認会計士と同様な方  
がお入りになるということをお願いして  
おるわけでございます。

○野澤勝君 まあ抽象的にはいまの局  
長の御答弁でいいんでございすが、  
私はいま申したとおり、かようなこと  
を申したくないんでございすが、や  
はり事実をあげて特に質問をしてお  
るんですが、ほんとうに今後の日本は  
外資導入の点におきまして、公認会  
計士の任務というものは非常に重く  
なつてくると思ふんです。特に外国か  
らの公認会計士も相当入つてきてお  
る。その中で、その競争といひましょ  
うか、そういうことも起つてくると思  
ふ。私はそういう展望に立つてお  
る。これは単なる証券取引法に基づい  
たそういう部分だけでなく、将来日本  
の国際経済関係にも非常な影響を持  
てくると思ひます。それだけに私は残  
念ながら、かようなことを言いたくな  
いけれども、例をあげて申すわけで  
す。たとえば今日日本の相当の企業で  
ある丸善石油、日本不動産、高野精  
密、改源、日本製紙、不二越、後藤精  
光等、これらの実態からいって、当然  
その決算には公認会計士の監査にお  
いて限定意見が付されておると思ひま  
すけれども、その状況をこの際ひとつ示  
してもらいたいと思ふ。

○説明員(塚本孝次郎君) ただいま御  
指摘ありましたように、日本不動産で  
あるとか、高森産業であるとか、また  
は過去において高野精密であるとか、  
いろいろな公認会計士の監査上の問題  
点は相当あるわけでありまして。高野精  
密の場合は、もう新聞に発表いたしました  
おりますので、先生十分御承知だと思  
ひますが、当然公認会計士が十分知つ  
ておつた、知つておつたにもかかわら  
ず、まあ間違つて財務諸表が適正であ  
るといふように証明したわけござい  
ます。したがつて、公認会計士法  
の規定に従ひまして、処罰をしたわけ  
でございまして。これは公認会計士の能  
力の問題というよりも、むしろ公認会  
計士の独立性に私は結びつくのではな  
いかと思ひます。

アメリカの公認会計士の事務所の形  
態は非常に大規模なものである。それ  
に反しまして、日本の公認会計士とい  
うものはほとんど全部が個人経営形態  
であるといふような点に、まあ独立性  
の問題がからまつてまいるわけであり  
ます。証券取引法上の監査会社という  
のは相当大規模な会社でございまして、  
これに対して個人形態の公認会計  
士が立ち向かうといふことになりまし  
て、勢力関係からいきまして、独立  
性の問題があるわけございまして、  
この点につきましては、先ほど局長か  
らも御答弁申し上げましたように、公  
認会計士事務所の組織化というよう  
な問題が私には一番大きな問題として出  
てくるのではないかと、こう思つてお  
ります。

それから、もう一つは、まだ結論が  
出ておりませんので、まことに申しわ  
けないんでございすが、日本不動産  
の場合と高森産業の場合があるわけ  
でございまして。まあ高森産業の場合は、  
これは決算期が七月でございまして、  
増資をいたしまして上場したのが十二  
月でございまして。しかも、一月になつ  
て不渡りを出した、こういう現況で  
ございまして、この場合に増資の届け出  
書につけられております公認会計士の  
監査証明というものが適正意見であ  
る。この点が問題になるかと思ひま  
す。これは実情を目下調べておられ  
ますが、いままでの調べによりますと、高  
森産業のいわゆる業績が傾いてまいり  
ましたのが、七月決算が終わりまして  
八月以降に徐々に悪くなりました。年  
末になつて急速に悪くなったというよ  
うな事態があるわけでありまして。こ  
ろが、十二月の増資の場合の公認会計  
士の監査は、七月前の、決算期前の監  
査しかやつていない。ここに監査制度  
のあり方に一つの問題があるかと思  
ひます。したがつて、言うならば  
一つの盲点がそこにあつたわけであり  
まして、この点につきましては、今後  
証取法の第二章関係の検討を通じま  
して、今後検討をしてまいりたいと、こ  
ういふふうに考へております。

それから、日本不動産の問題につ  
きまして、これは目下調査中でござ  
いしますが、若干やはり公認会計士が見  
がしてある点が相当あるようでありま  
す。ところが、御承知のように、ああ  
いう建設会社の経理というのはいくら  
でもございまして、いわゆる何  
と云ふか、収益の帰属が資料によつ  
て確定しにくい点がございまして、目  
下その点につきまして検討を加えてお  
ります。

以上御指摘になりました点につきま  
して、簡単に御説明を申し上げまし  
た。

○野澤勝君 私はそれらの点につ  
いては、詳しく聞きたいのでござい  
ますが、今後対策を練つてやつていくとい  
うのなら、これ以上は言ひませんが、  
しかし、当然大衆投資家の保護をう  
たつておられる一つの制度である以上は、  
私はこれから対策を練るとか、やると  
かといふようなことでは、これです  
すわけにはいきません。この点、私は  
当局にも少し手落ちがあると思ふので  
す。この点、当局は十分注意し、対策  
を立ててもらいたいと思ふのです。そ  
うかといつて、監督官庁であるから企  
業の自主性を押さへても、強引に軍隊  
式に、上官が命令するような態度ある  
いはば権威的的態度は、これはまた考  
えなければいかぬです。ここに非常  
にむずかしいめんどうなこともあり、こ  
の点のむずかしさはよくわかりまし  
けれども、制度としての目的というもの  
は十分生かしてもらいたいと思ふ。

そこで、法定監査について、その効  
果を實際的に完全化することにつ  
いて、いまのような考へで今後努力す  
ると言われましますから、私はこれ以上は  
こゝでは言ひません。

それから、公認会計士の現人員とい  
うものが絶対量が不足だと思ふので  
すが、この点はどういふふうに考へられ  
ておりますか、理財局長……。

○政府委員(吉岡英一君) 現在の公認  
会計士は約千九百名いるわけござ  
いしますが、今後の日本経済の発展、それ  
から監査制度の向上等を考えますと、  
現在の公認会計士の数で決して十分だ  
とは考へておりません。ただ、現在の  
千九百人の公認会計士の方々が實際に

会社を担当しておられる数は、また逆にある特定の方に片寄るというようにあることもありまして、必ずしも全員が公認会計士の実際の監査事務をやっておられないわけですね。その辺にもいろいろ根本的な問題があるのかと思ひます。

そういう点は、なお先ほど来いろいろ申し上げました点等を含めまして、検討しなければならぬ問題かと考えておりますが、絶対数は今後これで十分であるとは思ひます。

○野瀧勝君 法定監査対象になっておられるのが二千以上の会社です。公認会計士の人員というものは約千九百人、こういう状態では、なかなか監査の徹底を期し、完全なものとするのは困難であると思ひます。でありますから、それを徹底させるためにも、単に計理士の登用ということだけでなく、ねらいは、制度の拡充、そこにあると思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(吉岡英一君) 御指摘のとおりだと思ひます。

○野瀧勝君 そうなつてくると、理財局長は就任してまだ日が浅いのでございますから、あまり強くは申しませんが、大體、いままで大学を出て正規のコースで第一次、第二次試験に合格して会計士補となり、さらに第三次試験を受けて公認会計士になるというところで、多くの有為の人材が一生懸命に勉強をやつておられるわけであらう、第三次試験の合格率ははなはだしく低い。すなわち、昭和三十六、七年が一〇%台で、昭和三十八年になるとぐっと落ちて、第一回が八・七%、第二回が六・六%という底率です。これは私はどこかに欠陥があると思ひます。試験制度に欠陥があると思ひますけれども、

も、まだほかに何か欠陥があると思ひのでございます。この点について検討され配慮されたことがありますか。

○政府委員(吉岡英一君) 御指摘のよう、第三次試験の合格率は約七・八%でございます。国家試験の中でも非常に合格率の低いと申しましようか、むずかしいと申しますか、そういう試験だということになつておるようでございます。

ただ、十分御承知のように、この公認会計士の試験はいわゆる必要人員に対する採用試験という性格のものでございませぬ。資格試験でございませぬ。公認会計士というものが非常に高い専門的な知識水準を要求されるという意味から、数が不足だから水準を下げてよけい探るという性質のものでないと思ひます。そういう意味で、大蔵省といたしまして、中立的な機関である公認会計士審査会に試験委員の推薦をお願いいたしまして、その試験委員の中の過半数は公認会計士の方になつておられるわけでございますが、そういう試験委員におまかせをいたしておるわけでございます。そういう試験委員の方の御判断によつて、やはりこの程度の専門的な水準は公認会計士として必要だということの結果がこういう合格率になつておるわけでございます。まして、むずかしい試験だという点は私も聞いておりますし、試験の制度自体にも問題があるのではないかと申してまいりました。今回、口述試験を加えましたのも、少しでも試験を合理的なものにしたいというふうな気持ちから改正をお願いいたしておるわけでございます。

○野瀧勝君 そこで、さらに申し上げますが、大體計理士の方々は、先ほどあなたの答弁にありましたとおり、実務においては相当の経験を持つておられますが、いわば理論的なもの、あるいは学問的といひましようか、こういう点について、やはり試験においては何か考慮しなければならぬということ、かような特例法案を出したという批判も聞かれるわけですね。もし、そういうことで試験を軽くするということであれば、私は必要ないと思ひます。それなら、第三次試験でよろしいのでございませぬ。答申も出しておるのだから。そうすると、あなたの答弁の論理というものには少し食い違つてくるけれども、私は、あなたのいま最後に答弁されたように、人員が足りない、試験は試験制度でやるが、その間やはり相当数ふやすために口述試験をやる、そこに合理性を考えておる、この点私は従来の第三次試験と比べて明らかに緩和されるものがあると思ひます。しかし、私は、それを一がいに悪いと言ふのじやないですよ。悪いと言ふのじやないが、やはり論理は一貫して御答弁を願ひぬとならぬと思ひます。

そういう点で、今度問題になつてくるのはこの口述試験でございますが、口述試験の場合とかく誤解を起こす傾向があると思ひます。ない腹を探られてはいかぬので、ただしておきたいと思うのですが、特に今日公認会計士出の人が試験委員をやつておるといふけれども、とにかく試験は非常にむずかしいやつてきておる。しかし、今度口述試験で弾力性を持たせる。すなわち、ことばは合理的でございますが、私から言わせるならば、弾力性

だ。そこで、口述試験の場合に、その試験委員の認識といひましようか、考へによるわけでございますが、そこが相当問題になつてくると思ひます。そういう点で、口述試験に對してもよほど公平に、まただが見ても納得のできるような人でないと、非常に誤解を起すのでございませぬが、こういう点についてはどういふふうに考へておりますか。非常にめんどろなことでございませぬけれども、この点はある程度はつきりさせておかぬと、将来に問題を残すと思ひます。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまの口述試験の点でございますが、口述試験によつて試験をやさしくしようという趣旨ではございませぬ。やはり口述試験も、専門的な学科についての口述試験をやるたてまえになつております。学科についての専門的な知識を試験するわけでございますが、従来の筆記試験だけではやはり十分に専門的な応用力なりその他を測定しにくい。やはり口述試験を加えたほうがもつとより合理的に専門的な知識の判定ができるであらうということに加えたわけでございます。

したがいまして、いまお話しのように、非常に恣意的になると申しますかというふうなことはないうちに、いろいろな点は御指摘のとおり注意していかねばならぬと思ひます。これはこれから公認会計士審査会等の御推薦を得てやつていくわけでございますが、大體私どもの予想してございますことは、従来の学科試験と同じように、公認会計士審査会が中立的な立場から公平な試験委員を選定せられまして、それによつて口述試験も同じような形

の試験委員によつて行なわれるというふうなことを期待をいたしております。お話のように、口述試験というものは、筆記試験のようになかなか判定がむずかしい点はあるかと思ひます。そういう意味で、衆議院における修正案の際にも、非常に口述試験を受ける範囲を広げてはどうかという御意見もあつたのでございませぬが、いろいろそういう点も考へて、やはり試験委員は全体について同じ人がやるべきであらうというふうな点も考慮されまして、ある程度口述試験を受ける資格をしばつたというふうなことがあるわけでございます。御指摘のとおり、口述試験については筆記試験以上に、採点、判定についてはむずかしい問題があるかと思ひますが、その点は十分に注意してやつてまいりたいと思ひております。

○野瀧勝君 次に、私はそれに關連してお伺ひしたいのでございませぬ。私はやさしくしろということをやうのじやございませぬが、他の場合、たとえば弁護士あるいは司法官でございませぬが、この試験制度あるいは資格取得条件と比べてみると、いまの公認会計士のインターン制度あるいは研修課程には、内容的に不均衡が見られ、この限りでは司法の場合には軽いということができよう。公認会計士の場合には、インターンを三年もやつて第三次試験を受ける。大體は卒業論文でよくやつておるのでございますけれども、公認会計士制度はそうはいかぬわけですね。この点、私は、反省、検討して、現行公認会計士試験制度の改善充実をはかる必要があるかと思ひます。まじめにやつて大学を出た若い人が



とお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡英一君) この点は、今後公認会計士審査会その他とも十分御相談してきめることだと思ひます。が、一応私どもが、公認会計士審査会の空気があるいはわれわれの考へておる点から、現在考へておる点を申し上げますと、従来は御承知のように筆記試験について六十点が合格点であつたわけでございますが、今回口述試験が加わりますことによりまして、大體口述、筆記を半々と考へまして、筆記試験については従来の六十点の合格点が五十点でいいというふうに考へております。

それから、後ほどまた御質問があるのかもしれませんが、修正で変わりましたいわけの五十点、たゞいまわれわれの考へております筆記試験の五十点以上を合格者として、その人たちはその後四回の口述試験を受ける際に筆記試験を免除するという制度を原案にとつたわけでございますが、それ以外に、口述試験を一回だけ受ける権利は、五十点まででなくとも、筆記試験が四十点以上の者には口述試験を受けさせたらどうかという御趣旨での修正であつたわけでございます。

○野溝勝君 さような意見は私の意見としてやはり衆議院の委員の諸君にも申し伝えておきましたが、私どもは同感でございますから、その意見に沿うように十分御協力願ひたいと思ひます。いかがですか。

○政府委員(吉岡英一君) この法律が通ります際に、三派共同の御修正でございました。修正の趣旨がそういう趣旨であることを私どもも十分承知をいたしておりますので、その修正の御意

思を尊重して実行したいと考へております。

○野溝勝君 次に第十二条の二項中、前項の認定を受けようとする者は、昭和三十九年九月三十一日まで、大蔵省令で定めるところにより、認定申請書を税理士試験委員に提出しなければならぬ。というのがあります。が、どういふ内容でございますか。

○説明員(塚本孝次郎君) この趣旨は、いわゆる今回の法律の一番大きな目的が、計理士制度を廃止いたしまして、職業会計人を公認会計士一本にするというところにならぬいがあるわけでございます。そして、そういたしますと、計理士の中で税理士資格を持つていない方が数十名おるやに聞いております。その方が全部この公認会計士特例試験に合格すればいいわけでございます。が、これは試験というものは資格試験でございますので、やってみなければわからないということ、そのようなものに税理士の資格を与える必要があるわけでございます。

したが、いまして、まあ税理士資格を与える手続といたしまして、昭和三十九年の七月末までに認定申請書を大蔵大臣に出すわけでございます。その場合にどういふものが適格になるかというのが政令で定まるわけでございます。いまいわれる昭和三十九年の四月一日現在で、主として計理士の業務をやつておる者で、かつその者の実務経験年数及び、まあ何といひますか、その人が従来やつてきた業務の内容、たとへばどういふ会社に関与しておつたかという点、また大體同等の学識及び应用能力を持つておるかどうかということ

判定いたしました。それによつて税理士資格を与えるということになるわけでございます。

○野溝勝君 わかりました。

さらにお聞きしたいことは、附則第二条第二項中、政令で定める口述試験受験の有資格基準は、筆記試験の成績が、先ほど申したとおり、大體三派の修正案では四十点以上、それから筆記試験免除の有資格基準は筆記試験の成績が五十点以上、こういうふうに政令で定めると先ほど言われたのでございますが、この点ははっきりしておきたいと思ひますけれども、政令はいつごろ出すつもりなんでしょうか。

○説明員(塚本孝次郎君) 本法の公布と同時に政令を出します。政令の中にいまの基準が明確に規定されております。

○野溝勝君 次に、衆議院における附帯決議についてでございますが、第一項で期限がうたわれていますが、これは、特例法案にある昭和四十二年三月三十一日という期限を必ず厳守するということであると思ひます。でございますけれども、この昭和四十二年三月三十一日にしたのはどういふ理由でございますか。

○政府委員(吉岡英一君) 計理士制度全廃を前提といたしました案でございます。したがつて、計理士制度全廃の時期をいつにするかという問題が、かなり法案をつくります過程におきまして重要な問題であつたわけでございます。が、計理士会の方ではなるべく長く残してほしいという要望がありまして、五年というような案もあつたわけでございますが、これを三年にいたしましたわけでございます。なぜ二年でなし

四年でなしに三年かと言われますと、これはちょっと返答に困りますが、計理士会の方からはなるべく長くという要望がありましたけれども、やはりこういう制度はできるだけ短期間に廃止ということに踏み切るべきだということ、三年ということにきめたわけでございます。

○野溝勝君 これは先ほどから私が申し上げておりますとおり、もうたびたびこういう問題が提起されてきまして、そしていつもわれわれはこの渦中で論議をしてきたのでございますが、これからは、これをもつてひとつはつきりしてもらふと困るわけですが、この点は、お引き受けをしたというだけでなくて、大臣の言明をはつきりこころで得たいと思ひますが、この点、私は委員長にお預けをしておいて、ひとつ大臣の答弁をはつきりこころで記録しておいていただきたいと思ひます。いつかの機会においてひとつこの点は発言をしてもらいたい。当局の考へは大に打ち合わせたことだと思ひけれども、間違ひないかね。

○政府委員(吉岡英一君) 御指摘のとおり、従来の例から申しますと、何回かこういうことを繰り返してきたわけでございます。そして、今回の法律改正につきましても、その点衆議院でも非常に問題にされて、今度こそこれで終止符を打つようにという強い御要望がございました。大臣も衆議院におきまして、非常に明確に、政府といたしましてはこの制度で終止符を打つということとを言明をいたしております。

○野溝勝君 大臣だつていつまでもやつてゐるわけじゃないのだから、かなわぬのだ。だから、これは引き継ぎ

事項として明確に、もちろんそういうことはうたわれればそれでいいようなものであるが、私は特に、大臣が間違ひなく引き継ぐべく、こころでひとつあなたからお話しおきを願ひたい。

○政府委員(吉岡英一君) 御指摘の点は、私から必ず大臣に報告をいたします。衆議院におきましてその点問題になりまして、大臣と申しますか、政府がこれをもつて最終的な解決とするという言明をいたしておりますので、これ以上は附帯決議をつけるのはどうかという実はお話もありました。ありませんけれども、なお非常に重要な問題だからということで、この附帯決議の第一項がついたわけでございます。これも三派共同の附帯決議でございます。もちろん、政府としてはこの附帯決議を尊重すべきであつて、政府自身としても明確にそういう気持ちでおります。

○野溝勝君 実はわれわれの委員の間でも相談して、この点を明確にしておくべきだということだつたわけでございます。

次に述べますが、研修上の点について、ただ配慮をするというだけではいかぬから、具体的に思つていたわけですが、あまり芸がこまかくなつてもおかしいからというわけで、これは一応下げましたけれども、内容におきましてはいま申したとおりでございますから、十分その点ははつきりしていただきたいと思ひます。

最後でございますから、もう一、二点申し上げておきたいのは、附帯決議の第二項は研修所というか、講習所等の構想を含むものであると思ひます。でございますけれども、司法官の研修所の場

合すべて国費をもつて充てておるのでございませう、こういう点はもちろんです。予算等の関係もありまして、いま、ここでこうするということ、すぐには申されぬとは思ふけれども、先ほど理財局長から、他の制度を参考にして善処するということも答へもありましたので、私はその答へを信頼いたしました。で、国費支弁というふうな気持ちで努力されるというふうな解釈したのでございませう、その点いかがでございませうか。

○政府委員(吉岡英一君) 私、先ほど御答へ申し上げましたのは、先生の御指摘のように、この第二次試験合格者がインターンの期間中に十分な実績をあげるように積極的に配慮をしてまいりたいということをお願いしたわけでございます。いまの国費という端的なお話になりますと、ここで必ずしもお約束できかねると思いますが、先ほどの公認会計士審査会の答申等でも、いろいろ積極的な配慮をし、公認会計士協会自体がもっと活動すべきではないかというふうな答申もあります。そういう点も考慮いたしまして、附帯決議がさらにありましたことでもございませうので、附帯決議どおり、実務補習等の成果がさらにあがるように積極的に配慮をしてまいりたいと考えております。

○野澤勝君 私はこれで最後でございませうから、質問になるかあるいは意見になるか知れませんが、一言申し上げておきたいと思ひます。三派共同による修正案は、先ほど来申し上げたようなことを慎重に考えて出されたものでありますので、私はその内容をいわば複写したような意味で、質問と意見を

申し上げたのであります。とにかく公認会計士制度の確立ということは証券取引法に基づいた一つの制度というだけでなく、これからは公認会計士制度の充実が必要であり、そのことが外国に対する日本の信頼、或は外国の日本に対する評価をより高めていくことになるのでございませう。当局は、かような角度から、もう少し大きな眼を持ってやっていってほしいと思ふのです。今回の公認会計士制度の充実、公認会計士の一本化ということで、当局は非常に努力されておられるわけですが、私はそれと同時に、いまのように企業経済だけではなくて、法定監査の対象を広げるべきだと思ふのです。私は、このことについてはこの委員会においてもたびたび申し上げてきております。すなわち、企業経済から公共的な財政面、県や市町村等地方自治体や公社、公団であるとか、あるいは農業協同組合とか、労働組合とかです。政府関係機関は、会計検査院という正式な機関があつて監査をするのでございませうが、こうした団体について、いろいろ問題が起きているように、現状は、少なくとも社会的機能として会計監査が適正になされるような仕組みにはなっていないと思ふので、私はこの点が是正され充実されなければならないと思つております。

公認会計士がまじめに仕事をやっていく上におきましては、もし間違つたこと、あるいは虚偽の不正監査等を行えば、これは嚴重な処罰規定もあつて失格するのでございませうから、こういう点を考えますと、私は、この制度の改正とともに、もう一段と視野を広めて、公認会計士の仕事の領域、範囲

を拡大する必要のあることを痛感してゐます。このようにすることが、高い外国の公認会計士が日本に入ってきて日本の公認会計士のなわ張りをはたらき、あるいは会計士の領域を侵し、またこれを防げると思ふのです。むしろ、私は、国内のこういう領域を生かすという意味においても、当然政府は考えなきやならぬ問題だと思ふのです。そういう点について、理財局長並びに証券局長はどういうふうな考えでおるか。もし考えておらぬとするならば、今後さようなことはひとつ大臣と相談されまして、善処する、努力するという考えでよろしいかどうか。

これは非常に大事なところであります。先ほど申し上げたように、今後公認会計士競争が起ころうとします。特に外資導入の点など、資本収支の点など、いろいろ複雑な問題が起ころうとします。そのとき、外国が信用のものをさしにするのは、やはり日本の公認会計士制度などでありませう。公認会計士制度といふものは、これは近代国家の基礎をなすものである。そして日本の現行制度は非常にいいものではないかと称賛を受けておられるのでございませうが、称賛を受けておられるだけでは意味をなさぬと思ひます。それを生かしていかなきやならぬ。その意味におきまして、特に私はこの点をお聞きして質問を終わりたいと思ふのであります。その点、最後にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(吉岡英一君) 今回お願ひをいたしております法律改正によりまして、いわゆる法定監査の業務は公認会計士一本になるわけでございますが、御指摘のように、会計監査の仕事

は非常に大事な仕事でございませう。現在の証券法上の会社だけに限定をすべき性質のものではない、もっと広く監査対象を広げるということは、公認会計士制度のおそらく理想であらうかと考えます。アメリカのように、九十年の歴史を持つて公認会計士制度が充実をし、公認会計士といふものが社会的にも非常に認められてまいります。それば、先生の御指摘のようなことになつていこうかと思ひます。そういう意味で、先生の御指摘のような点は、今後、われわれといたしまして十分検討をしてまいりたいと思ひます。

○柴谷要君 公認会計士特例試験等に関する法律案、この改正の内容は、まず第一に、計理士制度を、三年間の期間を置いて、昭和四十二年三月末日をもって廃止をする。これが一つ。それから二つ目には、計理士が公認会計士となるに必要な能力を有するかどうかを判定するために、計理士のみを対象とした特例試験を行なう。これが第二点。それから第三点は、試験に際しては経験年数等をしんしゃくをする。それから第四は、現に業務を営む専業計理士に対しては、税理士の資格を付与する。この四点が改正の中心であらう、こういうふうな思ひますが、それ以外に何か重点的な改正の内容がございませうか。

○政府委員(吉岡英一君) ただいま御指摘の点が重点的な点であることは、御指摘のとおりであります。ただ、ただいまの点は、主として計理士と公認会計士の調整の問題に関する重点でございませうが、もう一つこの法案の重点として考えておりますことは、公認会

計士の本来の試験制度であります第三次試験に口述試験を加えた点でございませう。

○柴谷要君 そこで、一つ一つお尋ねしてみたいと思ふのですが、計理士制度を廃止をしなければならぬ理由、三年間存置をする理由、それから五年を要求して公認計理士側の理由、こういうものについて伺ひたい。

○政府委員(吉岡英一君) 御承知のように、計理士制度自体はすでに廃止されておるわけでございます。ただ、暫定的に、計理士という名前を使って会計事務を行なつてもよろしいという制度になつておるわけでございませう。それを今度ははっきり廃止をしようというところでございませう。

そこで、御質問の、廃止をしようとする理由でございませうが、公認会計士制度ができたゆえには、やはりわが国の企業の会計経理を明確にし、開放経済体制を迎へた日本の企業の強化をはかるために、会計監査の水準を上げようということであつたわけでございます。それから、すべての監査は公認会計士一本にすることが理想であるわけでございます。したがつて、計理士制度というものはなるべく早くなくしまして、公認会計士一本にすべきだという方向で進んできたわけでございませう。暫定的に、計理士がいます。たゞ、計理士の側から、先生十分御承知のように、毎年のように、公認会計士と同じような資格を与へてほしい、権限を与へてほしいという陳情と申しませう。運動が繰り返されて、わが国の職業会計人といふものが、この二つの制度が併存しておりますために、両者の間のいろいろな紛争が起りまし

て、きわめて職業會計人制度としては好ましくないような状態が続いてきたわけでございます。したがって、それになるべく廃止したいということでまいったわけでございます。先ほど御説明申し上げましたように、昭和三十六年に公認会計士審査会でもこの問題の解決をはかる方法を答申をされたのでございますが、その答申案の線に沿いまして、事務局といたしまして関係業界との話し合い、説得につめてまいりましたが、それが十分成功しなかつたわけでございます。それが、昨年ごろから計理士会のほうでみずから、計理士制度を廃止して、試験を受けることによつて問題の解決をはかりたいという機運になりまして、その機運を前提といたしましてこの法律改正をお願いをしたわけでございます。

ただ、そういう全廃という決心をいたしましたこととございますので、計理士会としてはなるべくその暫定期間といひますか、その期間を長くしたいという希望があるのは、まあ計理士会としては無理もないことであつたと考えておるわけでございます。

○柴谷要君 公認会計士法ができたときに計理士法というものが廃止をされた。しかし、当時計理士をやつてゐる諸君のために、業務をやつてよろしい、こういうことで今日まで引き続いてきたこの経緯はよくわかります。しかしながら、その間に計理士諸君のほうから、公認会計士に何とかしてくれ、こういう要望の出ることもこれは当然だと思ひます。しかしながら、その要望だけではいかぬから、特に試験を受けて公認会計士に登録してもらお

う、こういう気持ちになつたことも、これまた計理士会全体の空気にして賢明の策である、こう思うのです。

それで、言うならば公認会計士になるための試験制度というものは今日厳然と存在するわけでありまして、それなげ特例試験ということをやらなければならぬのか、その理由について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡英一君) お話のとおり、第三次試験というものがございまして、計理士の方々も第三次試験を受ける資格は当然あるわけでございます。それから、先ほど野溝委員からも御指摘がございましたが、従来の実績から申しますと、第三次試験というものは非常にむずかしいと申しますか、なかなか合格率が高くない、非常にむずかしい試験であつたわけでございます。そういう点も含めまして、試験を受けられることにはなつておるが、現実の問題としてなかなか通らないというふうなことから、計理士の方からいろいろの御要望があつたわけでございます。

試験の制度は、従来は御承知のように筆記試験だけだつたわけでございます。して、やはり相当の年齢になつて、まあ暗記力が衰へると申しますか、そういう意味の筆記試験を受ける力は多少若い人に比べて落ちてゐるけれども、いろいろの知識経験その他からいって、いふに會計監査の業務ができるというふうな人が、どうも通りにくいといふような点があつたわけでございます。そういう意味で今回の第三次試験の改正として口述試験を加へましたのも、一つの反省であつたわけでございますが、そういう意味からいひま

て、やはり従来やりましたような特例試験と同じ程度の特例試験をすること、計理士問題の解決になるということ、で、こういう案をつくつたわけでございます。

○柴谷要君 計理士諸君の実情を考えると、相当経験年数は深いし、勉強もかなり進んでおる、そういうふうな実情を勘案して、現在計理士として携わつておる人たちのために特例試験をやろうと、この趣旨は私はまことにけつこうだと思ふ。まことに行政上からいつても情のこもつた処置だ、こう思ふ。

ところが、そのような処置を一面考へながら、それならば特例試験に合格しない人を、今度は計理士をなくしてしまつて税理士にする、その処置をもう少し——一面あたたい配慮をしてやるんですから、で、今日計理士として資格を持つてやつておられるんですから、なぜ、これを三年と切つてしまわずに、かなりの限定した数字であり、年齢は高いんですから、この人たちの意向をもう少し入れてやらぬか。そうすればたいへん情のこもつた法律になるんじゃないか。ところが、三年間に区切つてつたつと廃止をしてしまつて、しかも今度はやはり一定の審査をして税理士にすると、こういう法律でしよう。公認会計士になれる人はいいですよ、特例試験で。ところが、年代の相違から、もしそれが落ちた、受からぬということになれば、今度は税理士さんになる、こういうことなんです。それから、その税理士にならないで計理士に置けないものかどうか。そのくらの配慮が、上にも考えられるならば下にも考へるという方向でいくなら

ば、きめのこまかい私は政治である、それを織り込んだ法律であると、こういうふうに考へるんですけれども、その点についての配慮はどういうふうにお考へになつておられたか。

○政府委員(吉岡英一君) 御指摘の点はお話のとおり事情があるかと存じます。公認会計士の試験に通る方、これは過去の合格率その他からいって、決して非常に大きな数になるとは考えられないわけでございますから、したがつて、その他の計理士の方がどうされるかということには非常に重要な問題であるわけでありまして、その点について、三年間の猶予期間だけで、あとは計理士という名前でも仕事をすることとはできなくなるといふ点は、確かに御指摘のような点はあるかと思ひますが、御承知のように、計理士の方、いま登録しておられる方は約三千人でございます。実際に仕事をしておられる方が、そのうちの二千人程度かと考へてゐるわけでございますが、大体九割以上の方が実は税理士としての仕事で、何と申しますか、計理士だけをやっておられるわけじゃない。むしろ税理士としての仕事をしておられるわけでありまして、したがつて、まあ、やがてはなくなる運命である計理士の名前でいつまでも仕事をしたいよりも、この辺ではつきり進退を決したほうがいいという計理士会の決意がございまして、これを前提にして、私も問題を考へたわけでございます。

したがつて、九割以上の方が税理士としての仕事をしておられ、税理士の資格がない方は今回の改正案で、先ほど経済課長から数十名と申しました方が、非常にごく少数の方は税理士の資格を与えようということにしているわけでございます。お話のように、多少その辺で踏み切つたと申しますか、そういう点があると思ひますが、この辺は計理士会自身が最も深刻に考へられた問題でございまして、計理士会自身がそういうふうに進み切つておられる問題でございまして。

○柴谷要君 たいへんその、計理士会の要望もこれありということで、計理士会の要望は多分に一〇〇%いれたような御発言なんです。

ところが、この法律案改正にあたつて、私どもは非常に迷惑をした。ということ、公認会計士の皆さんのほうからは、この法律案に対して反対をしてくれ。それから計理士さんのほうでは、協会という名前で、連合会という名前、推進本部という名前、ぜひ通してくれ。ところが、今度は計理士さんの有志としては、この法律案は困ると。一体困るところはどこだといひたら、特例試験で合格する人はいひけれども、あとに残されたわれわれは三年しか寿命がない、こういうことだから反対をしてくれという陳情もあつた。

私は、この点は、大蔵省の担当の皆さんに特に強く言いたいことは、これらの階層にある方々は、これは知識層ですよ。これは知識人ですよ。国民のレベルから見ても高い人たちが集まつて、仕事もやられ、集団もなしてゐる。これらの人たちが、なぜ行政官庁である大蔵省がもつと意見の調整をはかつて、この法律案を国会に提案をしないのか。ひいては忌まわしい事件が起きていくじゃありませんか。こんなことにわれわれは耳を傾けて大蔵当局

を追及しようとは考えておりません。

しかし、もっと大蔵当局自身が、この知識層を集めて、これは法律案だから、一〇〇%賛成できるということにはならぬと思ひますけれども、少なくとももっとこれらの方々が、ある程度やむを得ないという程度まで法律案を練って、なぜ国会にも出せないものかと、私は痛切に感じた。それは国民の全部を対象にしてやろうという場合には、賛成、反対の猛烈なろしがあがると思ふのです。この法律案は、知識人でありながら、賛成、反対のろしをたいへんあげられた。私も会館において連日連夜、あるいは夜間十一時、十二時に、たいへんに電報が来た。地震だと、そう思つて出てみたら、反対をしてくれ、賛成をしてくれという電報です。まことにひどい目にあつた。それをもつて、その腹いせをもつて皆さんに注文するわけじゃない。この知識層の方々ですから、なぜもっと意見調整をして——こういうふうな国会の場である議論させなければならぬような提案をしてきたかという事です。この点、いささかなりとも皆さんのほうに反省の色があるかどうかをお尋ねしておきたい。

○政府委員(吉岡英一君) この点、業界と申しますか、関係者の十分な完全な了解ができませんでしたが、私も、私もといたしましては、そのために遺憾に存じております。そのために先生方にいろいろ御迷惑をかけた点、たいへん恐縮に存じております。

ただ、従来の経緯を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、公認会計士審査会といういわば第三者の中立的な方々が、非常に長い期間慎重

に問題を検討された結果出されました答申は、この問題の解決のために、計理士に対して論文試験をして公認会計士にすればいいではないかという答申が、三年前に出たわけでございます。事務当局といたしましては、その答申に従つて、関係者の話し合いをまとめるように努力をいたしたわけでございますが、その案につきましては、計理士会は全面的に賛成でございましたが、公認会計士協会は全面的に反対でございました。そういう意味で、調整がつかないままに、われわれといたしましても、この程度の反対がある間はともなう法案をつくるに至らないという判断をいたしまして、審査会の答申をいたさながら、事務当局が二年間法律を出さないということは実はたいへん心苦しかったのでございまして、御指摘のように、関係業界の円満な話し合いがつかないものは出せないというところで今日まで来たわけでございます。

それが先ほど申し上げましたように、昨年の夏以降、かなり解決の機運になりました。計理士会自体もそういう決心をしようということで、これも先ほど申し上げましたが、毎年のように繰り返されておりました陳情と申しますか、運動が昨年一年間は計理士会からなかつたわけでありまして、というのは、計理士会がそういう方向で計理士全員の説得にかかつておつたわけでございます。その結果、計理士会としては約一年間を費やしまして会員の説得をいたしました結果、計理士会全体としてこういう制度に賛成するという決議をいたしましたわけでございます。したがつて、御指摘のように、計理士会の一部にあるいは反対の方があるかもしれない

れませんけれども、計理士会としては一年間の説得期間を置いて、協会全体としては賛成だという決議をするまでに至つたわけでございます。

なお、公認会計士協会のほうは、一応反対の態度をとっておられますが、これはわれわれから言わせると、ある意味で多少の誤解がありまして、この特例試験によつて非常に安易に計理士から公認会計士に移れるものではないかという疑問と申しますか、疑惑と申しますか、そういう点が主たるものであつたわけでございまして、その辺は、われわれいろいろこの特例試験等の性質を説明いたしました結果、協全体として反対の決議を賛成に変えられたるまでには至りませんでした。感じで、その後公認会計士協会としては協会としての反対運動その他を一切やっておられないわけでございます。

そういう意味で彼此勸告をいたしまして、大体これで関係業界の円満な解決はできるという判定をいたしまして提出をした次第でございます。

○衆議院 公認会計士協会のほうは了解をしたと言ひますけれども、事実上、衆議院の段階において修正をして、修正をするということになつて初めてこの反対というものを、運動というものをやめたわけですね。だから、あの程度の修正でしたら政府もめるのですから、なぜもっと立案者自身が努力をされなかつたかということですね。そのことは国民が、ややもしますと、官庁で立案をするということになりまして、関係者と打ち合わせをすれば何か権力で押しつけられるのじゃないかという印象を受ける。その印象が反

対、賛成ということになつて出てくる。そういう印象を与えないで、この与えないような上に話し合いをするところが一番大事だと思ひます。それによつて効果が得られると思ひます。わずかの修正で計理士協会も喜ばれ、公認会計士協会も承知をいたします。こういうことになつたので円満にいったわけでしょう。その努力をなぜ、国会の審議の過程でわれわれにやらせることなくして、あなた方がやり得なかつたか。それはあなた方が権力をもつて、言うことを聞かなければならぬというふうな気持ちじゃないでしよう。今日の大蔵省にはそういう気持ちはないとは思ひますが、それを相手方が受け取つたということが、この法律案の反対のろしになつてきたと私は思ふ。だから、今後こういう法律をつくるときにはそういう点の配慮をされて、ぜひ今回のような反対、賛成の連日行なわれることのないような法案が上程されることを希望したいと思ふのです。

そこで、私は、これによつて長年計理士会における計理士業務を担当してこられた皆さんが、いま局長のお話だということと九〇%も救われる、こういうことでありますから、まことにけっこうだと思ふのです。さてそれならば、今日第三次試験が非常にむずかしい、しかも合格するに何回も何回も試験を受けなければならぬ、平均六年もかかつてやるといふようなむずかしい試験がはたして適正であるかどうか。それから、審査委員として従来は七名、その七名の中に五名まで公認会計士の人がおられる。こういうことがはたして筋が通つた行き方であるかどうか。これから若い人たちが希望を持つ

て、公認会計士になろうとして、その難関を突破しようとして日夜努力されている方がたくさんおられる。こういう人たちにやはり希望を与えてやるためには、どう考えられておるか。この点をひとつ明らかにしておいてもらいたい、こう思ふわけです。

○政府委員(吉岡英一君) 第三次試験が、お話のように、非常に合格率が低い。したがつて、試験自体に非常に問題があるのではないかとこの点がございまして、今回の改正案で口述試験を加えたのも、そういう反省の一つのあらわれかと考えます。なお、今後この試験制度について御指摘のような点も十分参酌をいたしまして、なお十分な検討を続けてまいりたいと思つております。

○衆議院 衆議院、これで最後です。いよいよこの法律案も、非常に長い時間を費やして議論をし、またそれだけにわれわれも勉強させていただきまして、三党ですか四党ですかの修正が衆議院で可決されて、衆議院から送られてきたんですから、きょうはおそらく委員長は採決しないと思ひますが、明朝採決ができると、りっぱな法律として出ると思ふんですが、この運営にあつては、ぜひこの法律が生まれてしまえば、この法律を今日までいろいろ議論をされた、いろいろな問題が出ましたね、出たけれども、こういうものは一切水に流して、公認会計士協会の幹部がけしからぬとか、あるいは大蔵省のだれだれがけしからぬというふうなことは、一切水に流すという気持ちが大蔵省にあるかどうか。あすこの法律案が制定されれば、あとはこの法

○政府委員（吉岡英一君） 法律案の作成過程にいろいろな問題がございます。ただ、私どもは、法律案ができましたら、この法律の改正案の趣旨を体しまして、また同時に、三派共同の修正の御趣旨も十分体しまして、この法律が十分公正妥当に運営されるように、万全の注意をいたしてまいりたいと思っております。

○渋谷邦彦君 重複すると思います  
が、公認会計士の試験というのは、こ  
れはもう天下に知れわたった非常にむ  
づかしい試験だ、こう言われておるわ  
けですが、いままでの例から見ますと、  
大体合格率が一〇％。今回また特例試  
験であったとしても、おそらく総合す  
れば五〇％以下になる可能性が十分あ  
るように思われるんです。いま同僚議  
員がいるいろいろ点について伺い

○説明員(塚本孝次郎君) 現在の三次試験の試験委員の方の経歴を申し上げます。七名おりまして、公認会計士としては、現在公認会計士協会の副会長をやっております鈴木貞一郎並びに津田六郎、それから近山仁郎、これは別に役員ではございません。それから太田哲三、それから井口太郎、以上五人

○渋谷邦彦君 第九条には、確かに「試験委員は、公認会計士特例試験を行なうについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命」する。そうしますと、試験のたびごとに試験官が変わることは当然でありますね。

○説明員(塚本孝次郎君) そのたびごとに任命をいたしておりますが、実際におきましては、大体数回同一人が連続をいたしまして、それから交代する。任命は、その試験ごとに任命をいたしております。

長は元専売局の長官、会計検査院長を  
やられました。荒井誠一郎氏でございま  
す。それから、委員といたしまして  
は、慶応大学の教授の中西寅雄、それ  
から都民銀行頭取の工藤昭四郎、東京  
大学の教授石井照久、三菱倉庫株式会  
社の相談役をやっております大住達  
雄、それから十条製紙株式会社の社長  
金子佐一郎、それから株式会社芝浦製  
作所専務西野嘉一郎、経団連の事務局  
長の堀越順三、それから大蔵省の証券  
局長ということになっております。

た人数で的確な仕事の推進ができていくかどうか、これを教えていただきたいと思います。

○説明員(塚本孝次郎君) 現在は、千九百名のうち、監査の責任者としてして従事をいたしておりますのが約七百七十名でございます。それ以外の方は補助者等として監査に従事しておるか、

または、税理士の資格をもちますので、税理士の業務をやっておるか、いずれかだと思います。ただ、問題は、現在の、衆議院でも問題になったわけですが、監査日数というもののがたして妥当であるかどうか。たとえば

分の金言置金をして、投資家関係者を徹底するという必要があるわけでありますが、問題は監査報酬とのかね合いになるわけであります。したが、いまして、その辺は今後じつくりと実業界ともいろいろ交渉をいたしまして、監査報酬を上げるといことは監査日数を延ばすことになります。そういうし

ますが。

○説明員（塚本孝次郎君） 二件弱というところになっておるようであります。

○渋谷邦彦君 一つで終わる予定だったのですが、ついでにもう一つ。

一人が二件弱というところ、仕事の量によっても相当違うと思いますが、現状においては約二千名近くで十分業務の

遂行ができると、こう見てよろしいで  
すか。

○説明員（塚本孝次郎君） 現在の監査  
の状況は、はたしてこれでいか悪いか  
という判断にもからみつくわけなんで  
ございまして、一般的な考えとしまし

て、現在の監査といふものを前記の如く  
ますと、現在の公認会計士の数という  
ものは必ずしも足りないということとは  
ないわけでありますが、将来のことを  
考えますと、現在の公認会計士の数は  
必ずしも十分でない。

ちなみに、証券取引法に基づく監査  
会社というものは、年々二百ないし三

万円、一億円以上五億円未満の場合は十五万円、それから五億円以上二十億円未満の場合は二十万円、二十億円以上、百億円未満は二十五万円、それから、百億円以上五百億円未満は三十万円、それ以上は四十万円というのが大体の基準になっております。ただ、これは一応の基準でございまして、たとえ

非常にマンモス企業になりますと、監査日数も非常に食いますので、百万円以上の監査報酬を取っているという例もございます。

○鈴木市藏君 二、三お聞きしたいと思うのですが、私は、公認会計士だと思

か計理士だとかいう問題がこじれてきた根本の原因は、シャウプ勧告——あなたたちそのとき知っていますか、シャウプ勧告、この昭和二十四年から五年にかけてのシャウプ勧告で、いわばアメリカ仕込みのわが仕立ての会計検査制度というものをくり出したところに、この問題が胚胎したと思うのですよ。つまり、自主性を欠いているのだね。問題は一番ここにあるのだよ。日本の公認会計士制度といわれているものは、日本自体の独自の要求に基づいてつくられたものではなくて、シャウプ勧告に基づいてつくられたという点において自主性を欠いているのだよ。ここに一番の根本の問題があるのだと私は考えるのだが、ここに至るまでの諸経過を、長々と言ったのでは委員諸君も迷惑だから、ひとつそういうことについて自主性を取り戻す必要があるかどうかという点について、はつきりとひとつ御答弁願いたいと思うのですよ。

【政府委員(吉岡英一君) 職業会計人制度としては、日本には従来計理士制度が戦前からあったわけでございます。終戦後、お話のように、占領時代にこの公認会計士制度というものができたわけでございます、ある程度アメリカの制度を入れましてできたものであることは間違いないと思います。ただ、非常に何か自主性がないかどうかという点につきましては、私どもとしては、やはり企業の財務経理を堅実にいたしますために、会計監査という制度は非常に水準の高いものであることが必要であると考えております。そういう意味で、従来から、戦前からありました計理士制度よりもっと高い

資格、専門的知識を持った公認会計士制度によってこれを行なっていくということは、アメリカの影響その他を離れて考えましても、決して間違つた制度ではないと考えております。ドイツその他ヨーロッパの制度等を考えてみましても、アメリカの公認会計士制度というものはかなり発達したと申しますが、すぐれた制度でありまして、決してこれが自主的に考えても間違つた制度ではないと考えております。

【鈴木市蔵君】私は間違つた制度だと言つておるのじゃないのです。日本のつまり独自の立場で発達してきた会計制度の上に立つ公認会計士制度でないという意味で、自主性に乏しいと言つております。間違つたというところを言つておるのじゃないのです。だから、これはばくらの考えでは、根本的にもう一度改めるべき本質的な弱点を含んでおりますよ。しかし、これは討論になりますから避けまされども……

では、聞きますが、ずいぶんむずかしい試験で公認会計士をやっておりますがね、おそらく日本で一番むずかしいといわれておるのですよ。これは有能な人材を集めるという意味でしよう。しかし、試験のむずかしさ必ずしも有能な人材を集めることにはならぬと思うのです。日本の公認会計士の最も基本的な堅持しなければならぬ立場というのは、一体どこにありますか。どこだと思ひます。これをひとつお聞かせいただきたい、堅持しなければならぬ立場……

【政府委員(吉岡英一君)】現在の公認会計士制度は、十分先生御承知のように、投資者保護のために企業の経理を

会計監査と申しますか、間違いないということと監査証明をするという立場にあるわけでありまして。したがって、最も根本的には、企業に從属した立場でない、企業と対等の立場と申しますか、公正な第三者として企業の経理を明確にするという点にあると考えております。そういう意味で、お話のように間違つた制度ではないけれども、急に輸入されましただけに、これを受け入れてまず日本の経済界全体といたしまして、必ずしも十分でなかった。したがって、アメリカのように公認会計士というのが九十年の歴史を持つて非常に社会的な評価も高い、企業側も進んで公認会計士の監査を受けたほうが自分の利益であるというふうな習慣ができておるところと違ひまして、日本の経済界は必ずしも非常にこれを歓迎しなかつたという初期の事情がございます。そういう意味からいまして、ややもすれば公認会計士が企業側の力に押されて從属的な立場になりがちだというふうな点が一番問題な点かと思ひます。そういう意味で、われわれとしては、公認会計士として一番の眼目は、やはり企業と対等の立場に立つて公正な第三者として投資者保護のために十分に自主的な活動ができるような地位を確保する点にあるかと考えております。

【鈴木市蔵君】そこがまさにこの公認会計士問題の本質的なところだと思ひます。投資者保護の役目が果たされておるかどうかが、事実において私は伺いますが、一体この公認会計士から提出されるものの、つまり最後判定の中に、おそらく三つの種類に分かれると思うのです。適正、おおむね適正、

あるいは不適正。ひとつ事実の数字があったら、お聞かせ願ひたい。

【政府委員(吉岡英一君)】お尋ねの事実の数字は、いま調べて御報告申し上げますが、確かに御指摘の点が非常に重要な問題であつたわけでございます。先ほど申し上げましたように、急に輸入された制度でありまして、必ずしも財界全般としてこれに協力する立場になつたというふうなことから、当初は先生のおっしゃつたいわゆる限定意見と申しますが、会社の経理が必ずしも適正でないという意見を出すだけの権威と申しますが、力を公認会計士が持たなかつたわけでございますが、やはり制度がだんだん充実にまいりますと申しますが、公認会計士の立場もだんだん強くなつてまいりまして、最近に至つてはつきりと会社の経理に対して批判的な限定意見をつける件数がふえてまいつておる実情でございます。

【鈴木市蔵君】その経過をひとつお聞かせいただきたい。

【説明員(塚本孝次郎君)】会社数が二千九十二ございまして、このうちで適正としまして全く問題のない、限定のないものが五百八十七社、それから結論は適正なんだけれども中には若干限定事項があるというものが八百二十六社、それから意見差し控えと不適正、両方合わせまして九十七社、こうなっております。

【鈴木市蔵君】この数字を見て大体見当がつくと思ひますけれども、おおむね適正。あなたの申す、まあ若干問題があるけれどもおおむね適正というやつが、三者の中では一番多いわけだね。これはこうなると思つたのです。この

いう方向にいつているところにいまの会計監査の一つの実態を示しておると思つております。

投資者保護の役目というか、立場というものが貫かれていない一つの事例を見てみますと、たとえば去年の実例を見ますと、リコー時計なんかそうでしょう。適正という判をいつてきた。そうしたら、どういふ事態になつたか。会社はつぶれてしまつたでしょう。こういうことになつてみますと、日本の公認会計士が適正なりと言つたつて、信用できないということになるではありませんか。投資者保護の役目をほんとうに遂行するためには、私がさつき言つた、つまり自主性を欠いている、自主性を十分貫いていないために、どうしても独占企業、大企業のみ雇用し會計士だという立場から脱却し得ない。どうしたらこれができるかという問題こそが、この公認会計士問題を論ずるとき最大の眼目でなければならぬ。このままで一体——いまあなたが出した数字で見てごらんない、不適というものがたつた九十七しかない。事実はどうか。最近におけるところの中小企業の続出する倒産の事実を見ても、こういう数字というものがはたして真に投資者保護の立場に立つて一体厳正中立なんという、そういうようなことはどうてい考えられませんか。一体いかなる立場で、どういう立場で大蔵省当局はこの真の自主性を持たせるためにやつていくのか。その拘負なり経緯なりというものがあつたら聞かしてもらひたい。

【政府委員(吉岡英一君)】先生御指摘のように、公認会計士制度についての一番大きな問題点であらうかと思ひま

す。この問題につきましては、先ほど申し上げました公認会計士審査会の答申等においても、いろいろな問題に触れておられるわけですが、アメリカ等におきましては、バートナーシップと称せられる相当大きな組織で監査を行なう、あるいは公認会計士協会を特殊法人にいたしまして、強制加入と申しますか、もつと力のある団体にするというようなことも一つの方法かと考えております。個々の公認会計士が経済界といろいろな交渉をいたしまして、どうしても弱くなりがちでございますが、これが協会というはつきりした特殊法人と申しますか、力の強い団体になって、その団体として交渉を行なう、交渉が成立しなければもう公認会計士全体が監査を拒否するというような体制になってまいりますれば、公認会計士の地位も非常に向上してまいるのでないかと思ひます。

ただ、公認会計士協会の特殊法人化の問題については、それ自体の弊害と申しますか、懸念される点もございまして、そこに踏み切るまでに参つておりませんけれども、いろいろそういう方向で公認会計士の御指摘の根本的な問題についての強化を今後も検討し充実してまいりたいと考えております。

○鈴木市蔵君 私は、公認会計士自体の問題に対しては質問をこの程度にして、あなたたちが根本的にやると言っているから、それによってまたあらためてやる時期があると思ひますけれども、いま出されているこの法案の問題ですけれども、計理士制度というものを廃止すると言っておりますが、先ほど同僚議員の質問もありましたが、い

わゆる特例試験によって暫定期間を設けてもなおかつ残る者に対しては、これはどうするのです。あらためてまた残る人たちに對する暫定処置というものを講ぜざるを得なくなるのじやないですか。この辺に對する何というか、懸念というか、配慮というか、いいことばでいへば配慮というのですか。

○政府委員(吉岡英一君) お話の点が、法案をつくります過程において、あるいはまた衆議院の御討議の過程においても、非常に重大な問題であつたわけでございます。御指摘のように、いまの計理士の方は、今回の特例試験によつて公認会計士になる方以外は、計理士ということになくなるわけでございます。そういう意味で非常に問題があつたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、計理士協会自体が申上げましたように、計理士協会自体としても、このまま何か計理士が死ぬのを待つておられるようなことでだんだん先細りになることよりも、この際思い切つて試験を受けて公認会計士になろう、なれない者は、先ほど御説明いたしましたように、実は計理士の九割以上の方が税務代理をむしろ主たる職業としてやつておられるわけで、その税理士としてやつていくというところに踏み切られたわけでございます。

○鈴木市蔵君 私はそこが非常に問題だらうと思ふのです。やつぱり計理士という一つの既得の権利が特殊な試験制度によつて廃止される。制度として廃止されるだけでなく、自分が持つていた一つの職業、身分というもので強制制にその試験によつて廃止されるということは、職業の自由の選択を規定しているところの憲法にも、

あるいはまたこれらの人たちが現在それを生業として立っている立場からいっても、いささか不穏当だということを感じるのでありますが、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(吉岡英一君) 確かに御指摘のような点があるかと思ひます。しかし、これはまさに計理士会自体が最も深刻に考えられた点でございます。それゆゑにこそ、この法案に踏み切るために、計理士会としては一年間の説得を続けられたわけでございます。話し合いをされました結果、やはりここで踏み切つたほうがよろしいということになつたわけでございます。衆議院におきます参考人としての計理士会の会長である平木さんも、その辺は非常に明確に答弁をしておられます。

したがつて、三年たつたあとでまた何か考えるのではないかと申す点は、先ほどからたびたびお話しもございましたように、政府といたしましてはこれをもちつて最終解決と考えておりますし、三派協定の附帯決議もついたことでもありますし、さらに衆議院におきまして平木会長に、非常に何と申しますか、何度も念を押されて、計理士会としてもそういう決意であるということとを披露しておられる問題であります。

地位保全の、あるいはその職業上の保全の道を講ずるべきだという声が必要であつてくるだろうと思ふ、ぼくは。だから、いかに計理士会の会長さんがそう言おうと、おそらくは事實はそういうことになるのではないかしらということを懸念するわけです。これ以上あなたにこの点を念を押してもどうかと思ひますけれども、そういうことになるのではないかと。時日の経過としてなるのではないかと。また、それは決して私は間違ひではないというふうに感じますよ。そうしたからといって間違ひではないと思ひます。それはどういふ形をとるかとは別です。別ですけれども、事實問題としてそうなたからといって、それがいまの法のたてまえからいって間違ひだということにはならないんじゃないかと思ひます。この辺のところにとめておきます。

で、最後に、一つだけ聞いておきます。さつきあなただつたか、課長の話だつたか知らないのだけれども、東芝をはじめ云々ということがあつて、アメリカの会計士が入つて監査をしていく会社がありますね。一体この日本の会社の中でどのくらいあるのですか。

○政府委員(吉岡英一君) これは会社数は正確にいま数字を持つておられないかと思ひますが、要するに世界銀行から借款をするとか、あるいはアメリカでADRを出すとか、どうしても向この制度にひつかかる会社に限られておりますので、会社数としてはそう数多い会社ではありません。

を貸す立場として、会社側の実態を明らかにしたい。ついでにアメリカの会計士を使いたいというようなことでやつておられるわけでございます。はっきりした条件と申しますか、その辺はちよつと正確でございしますが、実情はそういうことになっております。

○鈴木市蔵君 だから、こういうことを私は自主性が無いと言つてゐるのであります。日本の会社の会計の監査をアメリカの公認会計士に委託しなければならぬ、アメリカの会計士に委託しなければならぬ、こういう実情なんですよ。だから、私は、とにかくこの問題にシャープな警告以来の自主性のない問題に根本を發している。事實そのうなんです。さらにますます外資導入する会社がふえてくれば、勢いそういう形になつていくのじやないか。この辺のところをどうして、そんなことはない、日本の会計士でやれるのだと、日本の独自の立場で会計監査をやるのだということであつて、おそれなく向この会計士が来たら、一つの会社だつて一億円くらいじゃ足りないのじやないかとさと思つてゐるのですよ。いかに東芝が大会社であろうとも、一人の会計士で一億円以上取られる。私の聞いたところでは一億円以上だということとを聞いたけれども、そういうふうなことで、不当に日本の外貨が持つていかれるという事実もあるわけですよ。こういう外資導入の会社に対して日本の会計士がやれるのだという、そういうことに対して、一体アメリカの当局なりあるいは外資導入をしてゐるところと

話し合つてやうな感じが、さういふものは今後あります。

○政府委員(吉岡英一君) これは公認会計士制度自体の問題と申しますより、やはり金を貸す立場になりますと、自分で審査をすべきなんです、その審査にかえて自分の好みの会計士を使うという事は、どうもいまの事態ではやむを得ないという感じがいたしております。ドイツ等の場合においても、おそらくアメリカは同じような立場をとっているかと思いますが、ドイツの公認会計士はアメリカでは公認会計士として認めておりません。そういう点からいって、日本の公認会計士のほうを多少認めようかというふうな話もある程度あるようでございます。

おっしゃるとおり、外貨の損失にもなりますし、日本の公認会計士制度の点から申しましても、日本の公認会計士の監査で世銀なりアメリカなりが納得するようになつて今後努力をしていくということにとつてたいと思います。

○鈴木市蔵君 私に質問は本日はこれで終わります。

○委員(新谷實三郎君) 本案に対する質疑は、本日は、この程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十七分散会

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、税理士法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(第三〇六四号)(第三二〇三三号)

一、戦傷病者に対する国税及び地方税の減免に関する請願(第三〇九

六号)

一、公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願(第三二二六号)

一、税金(バナナの関税)を銀行の保証手形で支払ふことの請願(第三一九六号)(第三二〇八号)(第三二四二号)(第三二四四号)

一、生鮮果実輸入関税の使途に関する請願(第三二〇九号)(第三二二九号)(第三二四〇号)

一、バナナの関税率引下げに関する請願(第三二四三三号)(第三二四四号)

一、輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願(第三二四五号)(第三二四六号)

第三〇六四号 昭和三十一年六月十五日受理

税理士法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田岩本町八税理士会館内

紹介議員 柴谷 要君

第三〇九六号 昭和三十一年六月十六日受理

戦傷病者に対する国税及び地方税の減免に関する請願

請願者 長野市東町長野県傷痍軍人会内 下村正五

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一四五八号と同じである。

第三二二六号 昭和三十一年六月十六日受理

公衆浴場業に対する所得税等減免に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四全公衆浴場業

環境衛生同業組合連合会理事 杉倉晴二

紹介議員 迫水 久常君

長する措置を早急に実行せられたいとの請願。

理由 三箇月というのは、青バナナを輸入し、加工し、販売してからその代金を回収する間の最低必要期限である。この策を政府が講ぜられたならば、バナナ業者の資金の運転も円滑に行なわれ、政治不信の感情も大きく緩和されるものと思う。

第三二〇八号 昭和三十一年六月十八日受理

税金(バナナの関税)を銀行の保証手形で支払ふことの請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷三ノ四八都甲方 梅本一雄

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第三一九六号と同じである。

第三二四一号 昭和三十一年六月十八日受理

税金(バナナの関税)を銀行の保証手形で支払ふことの請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷新田六三 走出康弘

八柴田産業株式会社 内 柴田勇

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三一九六号と同じである。

第三二〇九号 昭和三十一年六月十八日受理

生鮮果実輸入関税の使途に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺八三三ノ一 田中威志男

紹介議員 青柳 秀夫君

青果物輸入業者が支払う今年の輸入関税見込み総額は百三十五億圓ないし百六十億圓で、そのうち、百二十億圓ないし百四十億圓がバナナの関税となつてゐる。税金は納税者福祉のために還元されるものとの大原則があるから左記のごとく青果物の関税の最低の五十パーセントを青果物輸入業者のために活用して戴きたいとの請願。

一、港湾設備の改善について

1 青果物輸入業者のために港湾設備の改善を早急に実施すること。

二、最も重大なる件について

1 バナナ業者の支払う高額の関税を国内果実生産者の利益のため使用しないこと。

2 バナナ業者に対し長期低利の資金貸付け等の福祉政策をすみやかに実行すること。

一の理由

港湾設備は現在何等の施策がなされてないため、全国各港に入港する青果物の積荷船は混乱をきたし、陸揚まで

の時間の浪費による生鮮果実の品質低下をきたしている。更に、狭小なる港では、運搬車が混雑し、運搬時間をいたずらに費し、商品の損傷を生じているばかりでなく、運搬車の損傷も再三である。また、くん蒸設備が旧態然としており、鮮度の低下、腐敗をきたす生鮮果実はあとを絶たず、輸入業者には多大な損害を与えている。これは納税者への還元はおろか逆に圧迫しているといわざるを得ない。

#### 二の理由

バナナ輸入業者は関税率七十パーセント、輸入担保率三十五パーセントという不当な圧迫に抗する術もなく、既に破算し路頭に迷っている者もあり、また、残る業者の三分の一も廃業、転業のやむ無き状態にある。

バナナ業者の大多数は昔からバナナ一筋に生活のかたを求めてきた者ばかりであり、今更の転業は自分の手で首を締める自殺行為に等しい。

第三三三九号 昭和三十九年六月十八日受理

生鮮果実輸入関税の使途に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷新田六二一 城木秀男

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第三二〇九号と同じである。

第三二四〇号 昭和三十九年六月十八日受理

生鮮果実輸入関税の使途に関する請願

請願者 東京都新宿区若菜二ノ

八柴田産業株式会社  
内 柴田勇

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三二〇九号と同じである。

第三二四三三号 昭和三十九年六月十八日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都新宿区若菜二ノ

八柴田産業株式会社取締役社長 柴田勇

紹介議員 近藤 信一君

バナナの暫定関税率七十パーセントは他に類をみない高率であるから、左記各項について十分なる検討をいたさきバナナの輸入関税率を二十パーセント以下に引き下げられたいとの請願。

#### 理由

一、バナナの関税率七十パーセントの一箇年延長により生ずるバナナ業界の損害は四十三億円にも上る。

二、バナナの暫定関税率七十パーセントの一箇年延長は政府のいう「中小企業育成」と「物価の安定」に逆行するものである。

三、バナナの暫定関税率七十パーセントの一箇年延長は国内果樹農業の保護にはならない。

四、関税の不当引下げはわが国の輸出振興の障害となる。

第三二四四号 昭和三十九年六月十八日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷新田六二一 田村米三

紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第三二四三三号と同じである。

第三二四五号 昭和三十九年六月十八日受理

輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷新田六二一 森宏可

紹介議員 岡田 宗司君

現在、三百ドル未満の貨物に適用されている簡易通関制度の品目、金額の範囲を拡大し、生鮮果実全般について簡易通関制度を適用し即日通関ができるよう格別のご英断をお願いするとの請願。

#### 理由

政府の貿易自由化の政策に伴い、輸入貨物はますます膨張するに對し、荷揚げ、通関に必要な施設（はしけ、ふと、保税上屋、冷蔵庫、薰蒸設備等）と人員が極度に不足し、又通関手続きや諸検査が複雑多岐にわたるため、全国各港とも通関業務がはかどらず滞貨待船が相次いでいる状態である。

特に生鮮果実類は非常に腐敗の早いものであり、これの船積み及び輸送管理には従来から多年の研究が続けているが、何分にも陸揚後の温湿度の変化と貨物取引が遅れるため、せつかくの苦心もむだになることが多く、輸入増加と相まつて果実業者はばく大なる損害をこうむっている。

昭和十三年から昭和二十年頃までは簡易通関と称して書類審査だけで通関が許可されていた。戦後十九年を終た今

日輸入品目数量共に増大しておるにもかかわらず、通関業務だけは益々複雑になり、港湾施設の不足がこれに加わつて通関に要する日時が多くなっている。

第三二四六号 昭和三十九年六月十八日受理

輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願

請願者 東京都新宿区若菜二ノ

八柴田産業株式会社内 柴田勇

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三二四五号と同じである。





昭和三十九年七月三日印刷

昭和三十九年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局